

令和3年度
長野県木材青壮年団体連合会

第4回定例理事会



令和4年2月19日(土)

オンライン [Zoom]

日本木材青壮年団体連合会 綱領・会歌

綱 領

われわれ木青連は

おなじ世代の木材人として
交流を深め相互の啓発につとめよう

若い英知と情熱を結集し
不屈の精神をもって行動しよう

木材界の発展を通じ
よりよい社会を建設しよう

会 歌

一、木を愛し木と共に

暮らしの基を 育くみて

未来のために世のために

広く普及^{った}えた 木の香り

ああ 我ら

木青連の心意気

二、木を学び 木に求め

あまねく同志^{とも}と たずさえて

相互^{たがい}の力 結びあい

文化日本を 拓くのは

ああ 我ら

木青連の理想なり

三、木に育ち 豊かさを

伸びゆく我ら 若人が

若き叡知と 情熱で

明日の社会を 築くのは

ああ 我ら

木青連の使命なり

令和3年度 第4回定例理事会 次第

日 時：令和4年2月19日（土）12：00～14：00
場 所：オンライン [Zoom]

- 1 開会の辞
- 2 会歌斉唱並びに綱領唱和
- 3 出席者確認
- 4 会長挨拶
- 5 直前会長挨拶
- 6 資料確認及び字句訂正
- 7 連絡報告事項
 - (1) 会議事業経過報告
 - (2) 日本木青連 連絡報告事項
 - (3) 出向者活動報告
 - ・北信越地区協議会 会員長野大会
 - (4) 正副会長・事務局連絡事項
 - ・PR事業報告書提出
 - ・県補助事業（木工体験活動指導者派遣）について
 - ・令和4年会員手帳記載事項調査協力
- 8 議長指名
- 9 議事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 議事録作成人指名
 - (3) 定足数確認
 - (4) 議案採択
 - 【1】 第1号議案 令和3年度 第4回定例理事会議事録（案）承認の件
 - 【2】 第2号議案 令和3年度PR カレンダー斡旋事業決算報告（案）承認の件
 - 【3】 第3号議案 令和3年度木工工作コンクール決算報告（案）承認の件
 - 【4】 第4号議案 令和4年度年度長野県木青連役員（案）承認の件
 - 【5】 第5号議案 令和4年度理事予定者会議開催（案）承認の件
 - 【6】 第6号議案 令和4年度県会員東信大会開催(案) 承認の件
 - 【7】 第7号議案 日本木青連 一般社団法人化（案）承認の件
- 10 協議事項
- 11 会団事業・活動報告
- 12 監事講評
- 13 閉会の辞

会議・事業経過報告

3月	5日	日本木青連・第1回理事予定者会議		WEB会議
3月	24日	長野県緑の基金 評議委員会		書面表決
4月	17日	日本木青連・第1回理事会		WEB会議
4月	28日	長野県林業団体協議会 通常総会	長野市	長野県林業センター
4月	28日	森林・林業施策懇談会(春)	長野市	長野県林業センター
4月	28日	中部森林管理局と林業関係団体との懇談会	長野市	長野県林業センター
5月	28日	長野県木材産業政治連盟 通常総会	長野市	ホテル信濃路
6月	8日	正副会長・事務局引き継ぎ会議	長野市	長野県林業センター
6月	9日	長野県木青連 令和2年度第2回理事会		書面表決
6月	9日	長野県木青連 理事予定者会議		書面表決
6月	10日	長野県県産材振興対策協議会 通常総会		書面表決
6月	15日	長野県木青連 定時総会		書面表決
6月	18日	日本木青連 第2回理事会	熊本市	ハイブリット会議
6月	19日	第66回全国会員九州熊本大会	熊本市	ハイブリット会議
6月	25日	長野県緑の基金 評議委員会		書面表決
6月	25日	長野県林業振興協会 通常総会		書面表決
7月	3日	長野県木青連 第1回理事会	小諸市	北佐久木材協同組合
7月	14日	松本材青会 総会		WEB会議
7月	17日	日本木青連 第3回理事会		WEB会議
7月	25日	信州山の日イベント木工教室	大町市	国営アルプスあずみの公園
7月	30日	県産材利用拡大に向けた要請活動(リニア新幹線長野県駅)	飯田市	飯田市役所
8月	7日	長野県木青連 第2回理事会	長野市	長野県林業センター
8月	25日	長野県緑の基金 評議委員会		書面表決
9月	11日	日本木青連 第4回理事会		WEB会議
10月	5日	長野県児童・生徒木工工作コンクール審査会	塩尻市	長野県総合教育センター
10月	5日	長野県木青連 第2回選考委員会	松本市	国興(WEB会議)
10月	6日	人事依頼	東御市	第三木材
10月	18日	長野県児童・生徒木工工作コンクール展示(~22日)	長野市	長野県庁1階ロビー
10月	23日	長野市農業フェア 木工教室	長野市	ビッグハット玄関前広場
10月	24日	カラマツフェス 木工教室	佐久市	駒場公園多目的広場
10月	30日	国営アルプスあずみの公園 木工教室	大町市	国営アルプスあずみの公園
11月	13日	日本木青連 第5回理事会	兵庫県	ハイブリット会議
11月	20日	北信越地区協議会in石川	石川県	石川県政記念いのき迎賓館
11月	28日	長野県木青連 第3回理事会	長野市	長野県立美術館
11月	28日	長野県児童・生徒木工工作コンクール表彰式	長野市	長野県立美術館
12月	6日	長野県議会農政林務委員会懇談会	長野市	県庁議会棟
12月	10日	日本木青連 第133回臨時総会		WEB会議
1月	13日	日本木青連 木青連活性化委員会		WEB会議

【連絡報告事項】

1月 15日	日本木青連 第6回理事会	東京都	ハイブリット会議
1月 25日	北信越地区協議会		WEB会議
2月 9日	北信越地区協議会パネルディスカッション打ち合わせ		WEB会議
2月 17日	北信越地区協議会長野大会打ち合わせ		WEB会議
2月 18日	北信越地区協議会長野大会打ち合わせ		WEB会議
2月 19日	長野県木青連 第4回理事会		WEB会議
2月 19日	北信越地区協議会長野大会		WEB会議

令和3年度 日本木青連 北信越地区協議会 会員長野大会

【開催日】 令和4年2月19日（土）

【開催場所】 オンライン [Zoom]

【当日スケジュール】

15:00 北信越地区協議会長野大会

16:00 パネルディスカッション

演題 「ウッドショックの反省から考える未来のこと」

18:00 大会終了

「北信越地区協議会長野大会」に参加するための Zoom ミーティング情報

北信越地区協議会長野大会 URL

<https://us02web.zoom.us/j/82535545789?pwd=bnpNcXZvdURTek16RWICV0trT0FQQT09>

ミーティング ID : 825 3554 5789

パスコード : 950497

令和3年度日本木青連北信越地区協議会 会員長野大会次第

日時：令和4年2月19日（土） 15：00～16：00

場所：WEB（ZOOM）

1. 開会の辞

長野県木材青壮年団体連合会 会長代行副会長 宮崎 淳貴 君

2. 地区長挨拶

北信越地区協議会 会長 田中 一興 君

3. 県会団長挨拶

長野県木材青壮年団体連合会 会長 田村 紘一 君

4. 来賓挨拶

長野県 林務部信州の木活用課 県産材利用推進室長 千代 登 様
中部森林管理局長 上 練三 様
長野県木材協同組合連合会 理事長 宮崎 正毅 様
日本木材青壮年団体連合会 会長 松原 輝和 君

5. 北信越地区協議会活動報告

1 全国大会案内

令和3年度日本木青連全国大会実行委員長 瀧澤 貴弘 君

2 令和4年度日本木青連常任理事紹介

北信越地区協議会 会長 田中 一興 君

3 令和5年度日本木青連会長予定者発表

北信越地区協議会 会長 田中 一興 君

6. 閉会の辞

長野県木材青壮年団体連合会 会長代行副会長 宮崎 淳貴 君

令和3年度PR事業報告書

会 団 名 _____

1. 事業名

2. 日 時

3. 場 所

4. 参加者数（来場者数）

子供 人

大人 人

5. 木青連出席者氏名

6. 内容・題材

7. 添付資料

・写真添付

(jpg データで送ってください。※1枚1枚のデータに、イベント名を記載してください。)

複数の事業を行う場合は本紙をコピーの上、1事業1枚の報告書を提出して下さい。

(提出期限：令和4年1月末日まで)

8. 収支精算書

収入の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

支出の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

(教材費・材料費、会場費、パンフレット代、テキスト代、道具代、
弁当代、雑費、などの項目別に記入して下さい)

※県の補助事業の対象となりますので、領収書については宛先を長野県木青連としてください。

また、但し書きと日付も必ず入れてください。

口 座	金融機関		口座番号	
	口座名義人		普通・当座	

提出期限 令和4年1月末日（必着）

【領収書のコピー添付欄】

記載例

令和3年度PR事業報告書

会 団 名 長野県木青連

1. 事業名

信州山の日イベント[木工教室]

2. 日 時

令和〇年7月〇日（日）
9:30～16:30

3. 場 所

〇〇市 〇〇高原

4. 参加者数（来場者数）

子供 100人
大人 90人

5. 木青連出席者氏名

長野 太郎（終日）
信州 一郎（終日）
松本 太郎（午前）
上田 一郎（午前）

6. 内容・題材

木工教室を開催。

・ミニ椅子づくり（イスキット） 100セット

《講師内容》

① イスの作り方（5分）木青連

② イス作り開始（45分）※木青連は、参加者のイスづくりをサポート

7. 添付資料

・写真添付

（jpg データで送ってください。※1枚1枚のデータに、イベント名を記載してください。）



式典風景



木工教室



木工教室（イスづくり）



木工教室（イスづくり）



木工教室（イスづくり）



木工教室（イスづくり）

複数の事業を行う場合は本紙をコピーの上、1事業1枚の報告書を提出して下さい。
（提出期限：令和4年1月末日まで）

8. 収支精算書

収入の部

科 目	金 額	摘 要
PR事業費	115,576 円	
合 計	115,576 円	

支出の部

科 目	金 額	摘 要
材料費	81,000 円	県産材（杉）イス材料 810 円×100 セット
加工費	16,200 円	イス材料加工 162 円×100 セット
搬入費	5,000 円	運搬費（搬入・搬出）
備品、雑費 など	11,000 円	受付簿、整理券、会員紹介・木青連 PR チラシ印刷等
印刷費	2,376 円	受付簿、整理券等印刷
合 計	115,576 円	(税込)

(教材費・材料費、会場費、パンフレット代、テキスト代、道具代、
弁当代、雑費、などの項目別に記入して下さい)

※県の補助事業の対象となりますので、領収書については宛先を長野県木青連としてください。

また、但し書きと日付も必ず入れてください。

口 座	金融機関	八十二銀行 ○○支店	口座番号	No.000000000
	口座名義人	長野県木青連	普通・当座	普通

提出期限 令和4年1月末日（必着）

【領収書のコピー添付欄】

領 収 書

¥ _____ 円
但し、.....

令和 年 月 日

領 収 書

¥ _____ 円
但し、.....

令和 年 月 日

領 収 書

¥ _____ 円
但し、.....

令和 年 月 日

令和 3 年度
木工体験活動指導者派遣 実績報告書

No.	日時	場所	内容	対象者	参加人数	活動主体	指導者	時間	単価	計	支払金額 ※1	備考	
1	令和3年7月25日(日) 8時30分～16時00分	国営アルプスあづみの公園(大町・松川地区)	木育事業の一環として、県産材(杉)の椅子づくりを通して、子供たちが木に触れあい木を身近に感じ愛着を持ちながら「ものを作る喜び」を知ってもらうとともに、森林の役割や木材の良さ及び利用方法等について学んでもらう。	国営アルプスあづみの公園イベント・信州山の日イベント2021来場者	60組 178名 子供81名 大人97名	長野県木材青年団体連合会	坂田 庄蔵(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							澁澤 一吉(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							日野原 和仁(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							小林 寿徳(東信木青連・上小支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							田村 紘一(東信木青連・佐久支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							池田 剛(松本材青会)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							石亀 道一(松本材青会)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							唐木 隆明(松本材青会)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							小計					99,200円	
2	令和3年10月23日(土) 8時30分～15時00分	長野市ビッグハット 玄関前広場	木育事業の一環として、県産材(杉)の椅子づくりを通して、子供たちが木に触れあい木を身近に感じ愛着を持ちながら「ものを作る喜び」を知ってもらうとともに、森林の役割や木材の良さ及び利用方法等について学んでもらう。	長野市農業フェア来場者	50組 96名 子供45名 大人51名	長野県木材青年団体連合会	坂田 庄蔵(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							澁澤 一吉(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							日野原 和仁(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							石亀 道一(松本材青会)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							小計					49,600円	
3	令和3年10月24日(日) 8時00分～18時00分	佐久市 駒場公園多目的広場	木育事業の一環として、県産材(カラマツ・杉)の椅子づくりを通して来場者に木材に触れて創る喜びを感じて木の良さを体感していただく。また、長野県の森林の機能や木材の使われ方などを知っていただく。	カラマツフェス2021イベント来場者	51組 136名 子供73名 大人63名	長野県木材青年団体連合会	坂田 庄蔵(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							澁澤 一吉(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							日野原 和仁(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							小林 寿徳(東信木青連・上小支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							田中 博文(東信木青連・上小支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							島田 直政(東信木青連・上小支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							齊京 羽衣子(東信木青連・上小支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							田村 紘一(東信木青連・佐久支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							中嶋 章(東信木青連・佐久支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							由井 正宏(東信木青連・佐久支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							石亀 道一(松本材青会)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
小計					136,400円								
4	令和3年10月30日(日) 8時30分～17時00分	国営アルプスあづみの公園(大町・松川地区)	木育事業の一環として、県産材(杉)の椅子づくりを通して、子供たちが木に触れあい木を身近に感じ愛着を持ちながら「ものを作る喜び」を知ってもらうとともに、森林の役割や木材の良さ及び利用方法等について学んでもらう。	国営アルプスあづみの公園イベント来場者	66組 195名 子供89名 大人106名	長野県木材青年団体連合会	土倉 宣也(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							峯村 亮(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							手塚 秀(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							日野原 和仁(北信木青連)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							田村 紘一(東信木青連・佐久支部)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							田中 一興(松本材青会)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							大蔵 俊介(松本材青会)	4h	3,100円	12,400円	12,400円	貸金	
							小計					86,800円	

※1:「木工体験活動指導者派遣事業 実施要領」第6の2により、4時間(12,400円)を超える場合、一律12,400円とする。

【振込先・金額】

所属名	金額	送金手数料	口座名義	金融機関	口座番号
北信木青連	161,200円	550円	北信木青連 代表 深澤 猛	八十二銀行 南長池支店	普通 No.198572
東信木青連(上小支部)	62,000円	880円	上小木青連 会長 島田直政	長野県信用組合 上田支店	普通 No.8384855
東信木青連(佐久支部)	62,000円	550円	唐松会	八十二銀行 小諸支店	普通 No.819014
松本材青会	86,800円	550円	松本材青会	八十二銀行 村井支店	普通 No.429163
海野町商店街			海野町商店街振興組合	八十二銀行 上田支店	当座 No.2006090
合計	372,000円	2,530円			

令和 3 年度
木工体験活動指導者派遣 実績報告書

会団名	行事名	日 時	場 所	指 導 者	時間	単価	計	支払金額 ※1	備 考
北信木青連	国営アルプスあづみの公園イベント 信州山の日イベント2021	令和3年7月25日(日) 8時30分～16時00分	国営アルプスあづみの公園 (大町・松川地区)	坂田 庄蔵(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				澁澤 一吉(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				日野原 和仁(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
	長野市農業フェア	令和3年10月23日(土) 8時30分～15時00分	長野市 ビッグハット 玄関前広場	坂田 庄蔵(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				澁澤 一吉(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				日野原 和仁(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
	カラマツフェス2021イベント	令和3年10月24日(日) 8時00分～18時00分	佐久市 駒場公園多目的広場	坂田 庄蔵(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				澁澤 一吉(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				日野原 和仁(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
	国営アルプスあづみの公園イベント	令和3年10月30日(日) 8時30分～17時00分	国営アルプスあづみの公園(大町・松川地区)	土倉 宜也(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				峯村 亮(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				手塚 秀(北信木青連) ※峯村材木店社員	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				日野原 和仁(北信木青連)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
合 計								161,200 円	

集計	坂田 庄蔵(北信木青連)	37,200 円
	澁澤 一吉(北信木青連)	37,200 円
	土倉 宜也(北信木青連)	12,400 円
	峯村 亮(北信木青連)	12,400 円
	手塚 秀(北信木青連) ※峯村材木店社員	12,400 円
	日野原 和仁(北信木青連)	49,600 円

※1：「木工体験活動指導者派遣事業 実施要領」第6の2により、4時間(12,400円)を超える場合、一律12,400円とする。

令和 3 年度
木工体験活動指導者派遣 実績報告書

会団名	行事名	日 時	場 所	指 導 者	時間	単価	計	支払金額 ※1	備考
東信木青連（上小支部）	国営アルプスあづみの公園イベント 信州山の日イベント2021	令和3年7月25日（日） 8時30分～16時00分	国営アルプスあづみの公園 （大町・松川地区）	小林 寿徳（東信木青連・上小支部）	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				小林 寿徳（東信木青連・上小支部）	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
	カラマツフェス2021イベント	令和3年10月24日（日） 8時00分～18時00分	佐久市 駒場公園多目的広場	田中 博文（東信木青連・上小支部）	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				島田 直政（東信木青連・上小支部）	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
				齊京 羽衣子（東信木青連・上小支部）※第三木材社員	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	貸金
合 計								62,000 円	

集計	小林 寿徳（東信木青連・上小支部）	24,800 円
	田中 博文（東信木青連・上小支部）	12,400 円
	島田 直政（東信木青連・上小支部）	12,400 円
	齊京 羽衣子（東信木青連・上小支部）※第三木材社員	12,400 円

※1：「木工体験活動指導者派遣事業 実施要領」第6の2により、4時間（12,400円）を超える場合、一律12,400円とする。

令和 3 年度
木工体験活動指導者派遣 実績報告書

会団名	行事名	日 時	場 所	指 導 者	時間	単価	計	支払金額 ※1	備 考
東信木青連 (佐久支部)	国営アルプスあづみの公園イベント 信州山の日イベント2021	令和3年7月25日(日) 8時30分～16時00分	国営アルプスあづみの公園 (大町・松川地区)	田村 統一 (東信木青連・佐久支部)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
	カラマツフェス2021イベント	令和3年10月24日(日) 8時00分～18時00分	佐久市 駒場公園多目的広場	田村 統一 (東信木青連・佐久支部)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
				中嶋 章 (東信木青連・佐久支部)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
				由井 正宏 (東信木青連・佐久支部)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
国営アルプスあづみの公園イベント	令和3年10月30日(日) 8時30分～17時00分	国営アルプスあづみの公園 (大町・松川地区)	田村 統一 (東信木青連・佐久支部)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金	
合 計								62,000 円	

集計	田村 統一 (東信木青連・佐久支部)	37,200 円
	中嶋 章 (東信木青連・佐久支部)	12,400 円
	由井 正宏 (東信木青連・佐久支部)	12,400 円

※1：「木工体験活動指導者派遣事業 実施要領」第6の2により、4時間（12,400円）を超える場合、一律12,400円とする。

令和 3 年度
木工体験活動指導者派遣 実績報告書

会団名	行事名	日時	場所	指導者	時間	単価	計	支払金額 ※1	備考
松本材青会	国営アルプスあづみの公園イベント 信州山の日イベント2021	令和3年7月25日(日) 8時30分～16時00分	国営アルプスあづみの公園 (大町・松川地区)	池田 剛 (松本材青会)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
				石亀 道一 (松本材青会)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
				唐木 隆明 (松本材青会)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
	長野市農業フェア	令和3年10月23日(土) 8時30分～15時00分	長野市 ビッグハット 玄関前広場	石亀 道一 (松本材青会)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
	カラマツフェス2021イベント	令和3年10月24日(日) 8時00分～18時00分	佐久市 駒場公園多目的広場	石亀 道一 (松本材青会)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
	国営アルプスあづみの公園イベント	令和3年10月30日(日) 8時30分～17時00分	国営アルプスあづみの公園 (大町・松川地区)	田中 一興 (松本材青会)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
				大蔵 俊介 (松本材青会)	4 h	3,100 円	12,400 円	12,400 円	賃金
合 計								86,800 円	

集計	池田 剛 (松本材青会)	12,400 円
	石亀 道一 (松本材青会)	37,200 円
	唐木 隆明 (松本材青会)	12,400 円
	田中 一興 (松本材青会)	12,400 円
	大蔵 俊介 (松本材青会)	12,400 円

※1：「木工体験活動指導者派遣事業 実施要領」第6の2により、4時間（12,400円）を超える場合、一律12,400円とする。

木工体験活動指導者派遣事業 実施要領

長野県木材青壮年団体連合会
平成30年7月2日
一部改正 令和元年6月17日

(目的)

第1 地域で行われる木工教室等へ地域材利用に関する知識を持つ者を「木工体験活動指導者」(以下「指導者」という。)として派遣し、木工体験活動の支援をすることを目的とする。

(木工体験活動指導者)

第2 指導者は、地域材利用に関する知識を有し、県内に居住している者とする。

(派遣の対象活動)

第3 参加者に森林の役割やその利用方法等学びながら、木材の良さを体感してもらい、県内各地域で行われる県産材を用いた木工体験活動。

(活動支援)

第4 長野県木材青壮年団体連合会(以下「長野県木青連」という。)は、第2に掲げる者で長野県木青連会長認めた指導者を派遣し木工体験活動を支援するものとする。

2 指導者へは、長野県木青連が予算の範囲内で定められた額を賃金又は報償費として支払うこととする。

3 前項の経費(賃金又は報償費)については、別に定める。

(手続き等)

第5 指導者の派遣については、次により行うものとする。

(1) 派遣の申請

指導者の派遣を希望する活動主体等は、活動希望日の15日前までに指導者派遣(様式第1号)により長野県木青連会長へ提出するものとする。

なお、活動主体等は、長野県木青連会長から指導者の紹介を受けることができる。

(2) 派遣の決定

長野県木青連会長は、提出された指導者派遣が適当と認められる場合は、活動主体等に対して適当である旨の通知をするものとする。(様式第2号)

(3) 活動の報告

指導者の派遣を受けた活動主体等は、活動終了後1ヶ月以内に指導者活動結果報告書(様式第3号)により、長野県木青連会長へ活動結果を報告するものとする。

(4) 活動支援の支払い

活動主体等より、活動の報告が提出され内容等適当と認められる場合は、活動支援の支払いを通知とともにするものとする。(様式第4号)

(長野県木青連が行う活動)

第6 長野県木青連は、自ら行う木工体験活動についても、第2に掲げる者へ指導を依頼することができる。

2 指導者への賃金又は報償費の支払いは、第4に準じるものとする。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に際し必要な事項は、長野県木青連会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

この要領は、令和元年6月17日から施行する。

(別添)

1. 指導者活動経費等

項目	単価	備考
報償費	1時間 3,100円	交通費含む ※ただし、最大4時間(12,400円)を上限とする。 注) 木青連会員以外の方が対象
賃金	1時間 3,100円	交通費含む ※ただし、最大4時間(12,400円)を上限とする。 注) 木青連会員が対象

2. 事業完了日

本事業による木工体験活動指導者支援は、令和4年2月15日までとする。

令和4年 2月 吉日

会团长各位



長野県青壮年団体連合会事務局より

2022年度『会員手帳記載事項』調査ご協力をお願い

拝啓 春寒の候、会团长の皆様方にはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
 日頃より、県木連活動におきましては、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、この度2022年度の会員手帳を作成するにあたり「会員手帳記載事項」の調査を行います。
 何かとお忙しいとは存じますが、別紙項目に記入、会員人数取りまとめの上、**3月11日**までにFAXまたはE-mail（写真変更の際、写真はjpgデータで送ってください）にて下記連絡先までお送り下さい。尚、返信がない場合は変更なしとして、2021年度の内容をそのまま掲載いたしますのでご了解願います。

敬具

【記入例】

会 団 名	北信木青連		
4箇所は必ずご記入ください。	写真変更 <u>あり</u> ・ なし 変更・追加箇所 <u>あり</u> ・ なし		
氏 名	長野 太郎	ふりがな	
生 年 月 日		ローマ字	
会 社 名		役 職	
〒 (自宅)	(〒)		
自 宅 住 所			

注) ※ 会団名・氏名・写真変更・変更・追加箇所は**必ずご記入下さい**。

それ以外は2021年度と**変更**及び**追加箇所**のみご記入下さい。

※ 写真の変更がある場合、写真裏面に記名してからお送り下さい。

令和3年度事務局長 中嶋 章

TEL : 0267-67-4038

FAX : 0267-67-3307

携帯 : 090-7901-1372

E-mail: info@nakajima-sc.com

会員各位

長野県青壮年団体連合会事務局より

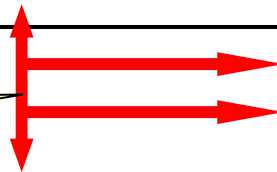


2022年度『会員手帳記載事項』調査ご協力をお願い

拝啓 春寒の候、会員の皆様方にはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
 日頃より、県木連活動におきましては、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、この度2022年度の会員手帳を作成するにあたり「会員手帳記載事項」の調査を行います。
 何かとお忙しいとは存じますが下記項目にご記入の上、**会団長**までお送り下さい。
 尚、**返信がない場合**は変更なしとして2021年度の内容を**そのまま掲載**いたしますのでご了解願います。
 敬具

会 団 名	
-------	--

必ずご記入下さい。



写真変更 _____ あり ・ なし
 変更・追加箇所 あり ・ なし

氏 名		ふりがな	
生年月日		ローマ字	
会社名		役 職	
〒(会社)	(〒)		
会社住所			
会社TEL			
会社FAX			
携帯電話			
会社ホ-ムペ-ジ			
営業品目			
〒(自宅)	(〒)	自宅TEL	
自宅住所			
個人Eメール			
ウツテイルターの購読			

- 注) ※ 会団名・氏名・写真変更・変更追加箇所は**必ずご記入下さい**。
 それ以外は2021年度と**変更**及び**追加箇所**のみご記入下さい。
- ※ 写真の変更がある場合、写真裏面に記名してからお送り下さい。

上記調査票にご記入の上 3月4日までに会団長までお送り下さい

令和3年度 第3回定例理事会 議事録(案)

日 時 令和3年11月28日

場 所 長野県立美術館

【出席者】

- | | | | | | |
|---------------|--------------|--------|------|--|--|
| ◎ 会 長 | 田村 紘一 | | | | |
| 直前会長 | 大蔵 俊介 | 〈欠席〉 | | | |
| 監 事 | 澁澤 一吉 | 〈欠席〉 | | | |
| 監 事 | 大和 俊英 | 〈欠席〉 | | | |
| ◎ 代行副会長 | 宮崎 淳貴 | 〈欠席〉 | | | |
| ◎ 副会長 | 山浦 豊弘 | 〈欠席〉 | | | |
| ◎ 副会長 | 池田 剛 | 〈欠席〉 | | | |
| ◎ 北信木青連 会団長 | 坂田 庄蔵 | | | | |
| ◎ 北信木青連 副会団長 | 峯村 亮 | 〈欠席〉 | | | |
| ◎ 東信木青連 会団長 | 小林 寿徳 | 〈欠席〉 | | | |
| ◎ 東信木青連 副会団長 | 由井 正宏 | | | | |
| ◎ 松本材青会 会団長 | 田中 一興 | | | | |
| ◎ 松本材青会 副会団長 | 石亀 道一 | | | | |
| ◎ 事務局長 | 中嶋 章 | | | | |
| 事務局次長 | 宮澤 遥 | | | | |
| 事務局次長 | 由井 正宏 | | | | |
| 事務局主事 | 松本 寿弘 | | | | |
| 日本木青連 出向 常任理事 | 北信越地区協議会 会長 | 田中 一興 | | | |
| 日本木青連 出向 理事 | 会団長 | 田村 紘一 | | | |
| 日本木青連 出向 理事 | W・D委員会 副委員長 | 土倉 宣也 | 〈欠席〉 | | |
| 日本木青連 出向 理事 | 広報戦略委員会 副委員長 | 印出 晃 | 〈欠席〉 | | |
| 日本木青連 出向 理事 | 木材活用委員会 副委員長 | 田中 俊章 | 〈欠席〉 | | |
| 日本木青連 出向 | W・D委員会 委員 | 峯村 亮 | 〈欠席〉 | | |
| 日本木青連 出向 | 広報戦略委員会 委員 | 大蔵 俊介 | 〈欠席〉 | | |
| 日本木青連 出向 | 木材活用委員会 委員 | 松木 達征 | 〈欠席〉 | | |
| 日本木青連 出向 | 広報戦略委員会 委員 | 大和 俊英 | 〈欠席〉 | | |
| | オブザーバー | 日野原 和仁 | | | |

出席者数9名 ◎印は理事

議事進行 司会 中嶋事務局長 コロナ渦において会歌は歌わず拝聴。
綱領は1名が代表して唱和する。 綱領唱和 北信木青連 坂田会団長

資料確認及び字句訂正

- ・ P56 担当副会長→担当者に変更 事業内容3行目削除
- ・ P59 担当副会長→担当者に変更
- ・ P66 第4回定例理事会→第3回定例理事会に変更

連絡報告事項

- ・ 会議・事業経過報告 田村会長より説明
9/11・11/13 日本木青連第4・5回理事会（WEB会議）
10/5・6 長野県木青連第2回選考委員会 人事依頼→島田さんに依頼
- ・ 日本木青連からの連絡報告 田村会長より説明
ウッディレターについての説明
日本木青連の社団法人化についての説明
北信越協議会長野大会についての説明
- ・ 出向者活動報告 北信越地区長 田中一興さんより説明
日本木青連の役員選考についての説明
長野県としては島田さんを日本木青連の会長に推薦する事の説明
日本木青連の社団法人化についての説明
日本木青連BCP作成についての説明
北信越協議会長野大会についての説明（ハイブリッド会議を前提に会場を抑えてある）
- ・ 正副会長・事務局報告事項 田村会長
松本事務局主事 ・ PR事業報告書提出の件
PR事業の報告書を1月末までにメールで連絡。写真はJPEGで添付。
日野原さん ・ カレンダー注文状況報告
今年度のカレンダー注文状況についての説明。理事会の添付資料が最新版ではない為、実際は昨年並みの注文状況。注文していただける人にカレンダーの周知をお願いしたい。
松本事務局主事 ・ 木工工作コンクール表彰式
表彰式の段取りについての説明。池田副会長が欠席の為、司会進行を中嶋事務局長へ依頼。

議長指名 宮崎代行副会長欠席の為、田村会長が議事を進行

議事 議長 田村会長

議事録作成人指名 中嶋事務局長

定足数確認 理事 11 名中、出席理事 6 名 欠席理事 5 名 委任状 5 名 成立致します。

審議事項

第 1 号議案 第 2 回定例理事会議事録（案）承認の件
中嶋事務局長より上程 質問・意見無し

挙手にて採決 挙手多数 承認

第 2 号議案 信州山の日【木工教室】事業報告・収支決算（案）承認の件
松本事務局主事より上程 質問・意見無し

挙手にて採決 挙手多数 承認

第 3 号議案 長野市農業フェア【木工教室】事業報告・収支決算（案）承認の件
松本事務局主事より上程 日野原さんより補足説明

田村会長より椅子キットの供給の段取りを会団ごとに改めて精査したい。
石亀副会団長より中信は椅子キットを作れる工場が無く難しいとのこと。
椅子キットの単価を含め改めて精査するべきとの意見。
会員の負担にあったメリット、今の時代にあったやり方を考えるべきとの意見。
日野原さんより長野市農業フェアは今後、有料事業になる見通しとの説明。
その他質問・意見無し

挙手にて採決 挙手多数 承認

第 4 号議案 カラマツフェス【木工教室】事業報告・収支決算（案）承認の件
松本事務局主事より上程

当初 50 セットの予定だったが予備のキットを使い 51 セット使用。
材料費の値段の見直しをするべきではないか。
由井副会団長より P R 事業費を使うイベント・使わないイベントの違いについて
の質問→田村会長より P R 事業費についての説明。
その他質問・意見無し

挙手にて採決 挙手多数 承認

第5号議案 国営アルプスあずみの公園【木工教室】(案) 承認の件
松本事務局主事より上程

質問・意見無し

挙手にて採決 挙手多数 承認

第6号議案 役員任期について 承認の件
田村会長より上程

会則に事務局次長(若干名)を追加する。(任期2年制によるズレ防止の為)

質問・意見無し

挙手にて採決 挙手多数 承認

第7号議案 第4回定例理事会開催(案) 承認の件
中嶋事務局長より上程

田中北信越協議会会長より会場がブエナビスタに変更予定とのこと。
北信越協議会会長野大会のパネルディスカッション・記念講演講師についての説明。
その他質問・意見無し

挙手にて採決 挙手多数 承認

協議事項

- ・役員に事務局次長を追加
- ・田中北信越協議会会長より日本木青連令和4年度組織図について補足説明

会団事業活動報告

北信木青連 坂田会団長
東信木青連 由井副会団長
松本材青会 田中会団長

監事講評 監事欠席の為省略
閉会の辞 中嶋事務局長

議事録作成人 令和3年度 事務局長 中嶋 章

令和3年PRカレンダー斡旋事業報告(案)

★ 事業報告書

議案作成者 PRカレンダー担当副会長 宮崎 淳貴

事業名称：令和3年PRカレンダー斡旋事業

担当副会長：宮崎 淳貴

事業主体：長野県木材青壮年団体連合会

実施日時：最終締め切り 9月30日(木) 請求締め切り 1月31日(月)

実施場所：長野県

対象者：会団・会員・その他

趣旨・目的：木青連の活動を広める。

斡旋手数料により県木青連・各会団共に事業収入を得て、木青連活動に活かす。

事業内容：①PRカレンダーを斡旋する。

各会団ごとに斡旋活動をしていただく。

個人会員へは、申し込み書等を共立プランニングより発送していただく。

②斡旋手数料

斡旋手数料は1部につき会団へ@50円、県木青連へ@50円とする。

個人会員への斡旋手数料は県木青連へ@100円とする。

③請求及び集金

請求及び集金は各会団ごとに行なっていただく。

その上で斡旋手数料を引いた金額を県木青連に支払っていただく。

個人会員への請求及び集金は、県木青連が行なう。

今後スケジュール：

実施プログラム：7月中旬～申し込み書・カレンダー見本配布

9月30日 最終締め切り

11月～ 申し込み順にカレンダー発送

決算：別紙の通り

担当者：PRカレンダー担当副会長 宮崎 淳貴

外部協力者：(株)共立プランニング 日野原氏

[連絡先] TEL026-238-8877 FAX026-238-8870

添付資料：令和3年PRカレンダー斡旋事業計算書 PRカレンダー集計表

令和3年PRカレンダー斡旋事業決算(案)

収支計算書

【収入の部】

大項目	中項目	予算額	計算額	摘要
事業収入	PRカレンダー		1,319,320	振込手数料 △330(都築木材)
	日本木青連カレンダー		0	日本木青連直接取引
収入合計		0	1,319,320	

【支出の部】

大項目	中項目	予算額	計算額	摘要
PR事業費	PRカレンダー		1,191,500	
	日本木青連カレンダー		0	日本木青連直接取引
	PRカレンダー諸費用		33,000	見本帳印刷費・申込書・発送費等
支出合計		0	1,224,500	(税込)

収入の部		0	1,319,320	
支出の部		0	1,224,500	
手数料収入		0	94,820	(税込) 本会計へ繰入

1. 長野材友会

	企業名	No.11706		No.11762		No.10565		No.10761		No.10905		No.10972		No.11512		No.11514		No.10984		SB-049		部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)	
		単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数							
101	松代木材																					0	0				0	
102	マルオカ																						0	0				0
103	住まいのクラサワ	480	100	480	150																	250	120,000			1,500	121,500	
104	山ニハウジング																						0	0				0
105	丸興木材																						0	0				0
106	ウッディプランニング																						0	0				0
107	小山木材																						0	0				0
108	アスカ木材																						0	0				0
109	おちあい																						0	0				0
110	土倉製材所			500	30																		30	15,000			500	15,500
111																							0	0				0
112																							0	0				0
113																							0	0				0
114																							0	0				0
115																							0	0				0
116																							0	0				0
117																							0	0				0
118																							0	0				0
119																							0	0				0
120																							0	0				0
合計			100		180		0		0		0		0		0		0		0		0	280	135,000	0	0	2,000	137,000	

手数料(1部@¥50) 会団様 14,000
木青連様 14,000

支払い金額 会団様⇒木青連 123,000
木青連様⇒共立 109,000

注:上記金額は、税込み金額です。

2. 高水若杉会

	企業名	No.11706		No.11762		No.10565		No.10761		No.10905		No.10972		No.11512		No.11514		No.10984		SB-049		部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)	
		単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数							
201	瑞穂木材																		750	230			230	172,500			1,500	174,000
202	竹原木材											330	450										450	148,500			2,500	151,000
203	高社木材																						0	0				0
204	信越木材																						0	0				0
205	山三																						0	0				0
206	内野																						0	0				0
207	中澤木材											360	60										60	21,600			500	22,100
208	藤澤建築																						0	0				0
209	竹節建築																						0	0				0
210																							0	0				0
211																							0	0				0
212																							0	0				0
213																							0	0				0
214																							0	0				0
215																							0	0				0
216																							0	0				0
217																							0	0				0
218																							0	0				0
219																							0	0				0
220																							0	0				0
合計			0		0		0		0		0		510		0		0			230		0	740	342,600	0	0	4,500	347,100

手数料(1部@¥50) 会団様 37,000
木青連様 37,000

支払い金額 会団様⇒木青連 310,100
木青連様⇒共立 273,100

注: 上記金額は、税込み金額です。

3. 上小木青連

No.	企業名	No.11706		No.11762		No.10565		No.10761		No.10905		No.10972		No.11512		No.11514		No.10984		SB-049		部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)		
		単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数								
301	コクブ																					0	0				0		
302	上田住宅																						0	0				0	
303	布施製材所																						0	0				0	
304	浅木屋木材											360	15										15	5,400		500	5,900		
305	泉田木材工業																						0	0				0	
306	樋沢産業																						0	0				0	
307	日之出木材																						0	0				0	
308	井出木材店																						0	0				0	
309	小林木材																						0	0				0	
310	丸山建材工業																						0	0				0	
311	大久保木材																						0	0				0	
312	第三木材													630	110								110	69,300		500	69,800		
313	イズミダ																						0	0				0	
314	飯嶋林業																						0	0				0	
315	おもだか屋																						0	0				0	
316	川西 (川西木材)																						0	0				0	
317																							0	0				0	
318																							0	0				0	
319																							0	0				0	
320	上小木青連																						0	0				0	
合計			0		0		0		0		0		15		110		0		0		0		0	125	74,700	0	0	1,000	75,700

手数料(1部@¥50) 会団様 6,250
木青連様 6,250

支払い金額 会団様⇒木青連 69,450
木青連様⇒共立 63,200

注: 上記金額は、税込み金額です。

4. 唐松会

	企業名	No.11706		No.11762		No.10565		No.10761		No.10905		No.10972		No.11512		No.11514		No.10984		SB-049		部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)	
		単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数							
401	マルナカ											360	50									50	18,000			500	18,500	
402	太田木材																						0	0			0	0
403	山浦木材建材											350	70										70	24,500		500	25,000	
404	伊藤木材																						0	0			0	0
405	小林林業																						0	0			0	0
406	田村木材	480	50																				50	24,000		500	24,500	
407	中島木材																						0	0			0	0
408	矢野木材工業																						0	0			0	0
409	麻屋材木店																						0	0			0	0
410	小林林産																						0	0			0	0
411	田中製材工業			500	50																		50	25,000	1,500	500	27,000	
412																							0	0			0	0
413																							0	0			0	0
414																							0	0			0	0
415																							0	0			0	0
416																							0	0			0	0
417																							0	0			0	0
418																							0	0			0	0
419																							0	0			0	0
420																							0	0			0	0
合計			50		50		0		0		0		120		0		0		0		0		220	91,500	1,500	0	2,000	95,000

手数料(1部@¥50) 会団様 11,000
木青連様 11,000

支払い金額 会団様⇒木青連 84,000
木青連様⇒共立 73,000

注: 上記金額は、税込み金額です。

5. 松本材青会

	企業名	No.11706		No.11762		No.10565		No.10761		No.10905		No.10972		No.11512		No.11514		No.10984		SB-049		部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)
		単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数						
501	印出											360	80									80	28,800			500	29,300
502	エバラ													630	180							180	113,400			1,000	114,400
503	渡辺製材所																					0	0				0
504	上條製材工業																					0	0				0
505	丸山製材所																					0	0				0
506	筑北木材建設																					0	0				0
507	赤羽工業																					0	0				0
508	武居木材																					0	0				0
509	田中製材所(国興)																					0	0				0
510	大蔵木工																					0	0				0
511	征矢野建材															570	100					100	57,000			500	57,500
512	オガサワラ林業																					0	0				0
513	百瀬木材																					0	0				0
514	浅井木材	480	100																			100	48,000			500	48,500
515																						0	0				0
516																						0	0				0
517																						0	0				0
518																						0	0				0
519																						0	0				0
520																						0	0				0
合計			100		0		0		0		0		80		180		100		0		0	460	247,200	0	0	2,500	249,700

手数料(1部@¥50) 会団様 23,000
木青連様 23,000

支払い金額 会団様⇒木青連 226,700
木青連様⇒共立 203,700

注: 上記金額は、税込み金額です。

6. 旧・南安アルプス会

	企業名	No.11706		No.11762		No.10565		No.10761		No.10905		No.10972		No.11512		No.11514		No.10984		SB-049		部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)		
		単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数								
602	一日市建設																					0	0				0		
603	藤岡建設																						0	0				0	
604	辰善木材																						0	0				0	
605	太田林業																						0	0				0	
606	会田建設																						0	0				0	
607	べんと屋																						0	0				0	
608	安曇木材協同組合																						0	0				0	
609	佐原建設																		760	40			40	30,400		500		30,900	
610	王子木材																						0	0				0	
611	浅野製材所																						0	0				0	
612	岡澤組																						0	0				0	
613	白馬平林建設																						0	0				0	
914	増田建設産業(有)																						0	0				0	
915	敦②木軸工房									320	60											60	19,200	500		500		20,200	
616																							0	0				0	
617																							0	0				0	
618																							0	0				0	
619																							0	0				0	
620																							0	0				0	
621																							0	0				0	
合 計			0		0		0		0		60		0		0		0		0		40		0	100	49,600	500	0	1,000	51,100

手数料(1部@¥50) 会団様 5,000
木青連様 5,000

支払い金額 会団様⇒木青連 46,100
木青連様⇒共立 41,100

注: 上記金額は、税込み金額です。

7. 木曾

	企業名	No.11706		No.11762		No.10565		No.10761		No.10905		No.10972		No.11512		No.11514		No.10984		No.10978		部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)		
		単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数								
701	松瀬工務店																					0	0				0		
702	大桑木材工業																						0	0				0	
703	池田木材																						0	0				0	
704	木曾五木工芸社												640	50									50	32,000		500		32,500	
705	進興工芸																						0	0				0	
706	佐郡木工所																						0	0				0	
707	山崎建設																						0	0				0	
708	井上												640	15									15	9,600		500		10,100	
709	のむら木材												630	100									100	63,000		500		63,500	
710	木曾協和産業																			430	50		50	21,500		500		22,000	
711	中村木材工業所																						0	0				0	
712	荻村製材所																						0	0				0	
713	中家製材所																						0	0				0	
714	楯木工製材所																						0	0				0	
715	田上桶店																						0	0				0	
716	古畑製材所																						0	0				0	
717	野尻木材工業所																						0	0				0	
718	栗山木工																						0	0				0	
719	下島木工																						0	0				0	
720																							0	0				0	
合 計			0		0		0		0		0		0		165		0		0		0		50	215	126,100	0	0	2,000	128,100

手数料(1部@¥100) 木青連様 **21,500**

支払い金額 木青連様⇒共立 **106,600**

注: 上記金額は、税込み金額です。

8. 個人

	企業名	No.11706		No.11762		No.10565		No.10761		No.10905		No.10972		No.11512		No.11514		No.10984		SB-049		部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)			
		単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数	単価	部数									
801	池田													640	10					760	10				20	14,000			500	14,500
802	カクダイ製材所																						0					0	0	
803	丸藤建設木材																						0					0	0	
804																							0					0	0	
805																							0					0	0	
806																							0					0	0	
807																							0					0	0	
808																							0					0	0	
809																							0					0	0	
810																							0					0	0	
811																							0					0	0	
812																							0					0	0	
813																							0					0	0	
814																							0					0	0	
815																							0					0	0	
816																							0					0	0	
817																							0					0	0	
818																							0					0	0	
819																							0					0	0	
820																							0					0	0	
合計			0		0		0		0		0		0		10		0		10		0		20	14,000	0	0	500	14,500		

手数料(1部@¥100) 木青連様 **2,000**

支払い金額 木青連様⇒共立 **12,500**

注: 上記金額は、税込み金額です。

9. 特殊

	企業名	SP111		SB081												部数合計 (部)	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)																																																														
		単価	部数	単価	部数																																																																														
901	都築木材	420	615	360	165																902																					合計			615		165		0		0		0		0		0		0		0																	780	317,700	0	0	0	317,700
902																					合計			615		165		0		0		0		0		0		0		0																	780	317,700	0	0	0	317,700																					
合計			615		165		0		0		0		0		0		0		0																	780	317,700	0	0	0	317,700																																										
															780	317,700	0	0	0	317,700																																																															

1部10円 手数料(販売差額) 木青連様 **8,400**

支払い金額 木青連様⇒共立 **309,300**

注: 上記金額は、税込み金額です。

■総合リスト

企業名	No.11706 部数	No.11762 部数	No.10565 部数	No.10761 部数	No.10905 部数	No.10972 部数	No.11512 部数	No.11514 部数	No.10984 部数	指定外 部数	合計部数	カレンダー (円)	版下 (円)	色代 (円)	送料 (円)	合計金額 (円)
1. 長野木材会	100	180	0	0	0	0	0	0	0	0	280	135,000	0	0	2,000	137,000
2. 高水若杉会	0	0	0	0	0	510	0	0	230	0	740	342,600	0	0	4,500	347,100
3. 上小木青会	0	0	0	0	0	15	110	0	0	0	125	74,700	0	0	1,000	75,700
4. 唐松会	50	50	0	0	0	120	0	0	0	0	220	91,500	1,500	0	2,000	95,000
5. 松本材青会	100	0	0	0	0	80	180	100	0	0	460	247,200	0	0	2,500	249,700
6. 南安アルプス会	0	0	0	0	60	0	0	0	40	0	100	49,600	500	0	1,000	51,100
7. 木曾	0	0	0	0	0	0	165	0	0	50	215	126,100	0	0	2,000	128,100
8. 個人	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	20	14,000	0	0	500	14,500
9. 特殊	615	165	0	0	0	0	0	0	0	0	780	317,700	0	0	0	317,700
合計	250	230	0	0	60	725	465	100	280	50	2,940	1,398,400	2,000	0	15,500	1,415,900

手数料(1部@¥50) 会団様 **96,250**
 (木曾及び個人 @¥100) 木青連様 **119,750**
 特殊分 木青連様 **8,400**

支払い金額 会団様⇒木青連 **1,001,950**
 特殊 **317,700**
 木青連様⇒共立 **1,191,500**

注: 上記金額は、税込み金額です。

2022年オリジナルカレンダー請求金額

企業名	金額	備考
北信木青連(長野)	123,000	納入済
北信木青連(高水)	310,100	納入済
東信木青連(上小)	69,450	納入済
東信木青連(唐松会)	84,000	
松本材青会	272,800	
木曾五木工芸社	32,500	納入済
(株)井上	10,100	納入済
のむら木材(株)	63,500	納入済
木曾協和産業(株)	22,000	納入済
(株)池田	14,500	納入済
都築木材(株)	317,700	納入済
	0	
合計	1,319,650	

令和3年度 第44回長野県児童・生徒木工工作コンクール事業報告(案)

★ 事業報告書	議案作成者	木工工作担当副会長 池田 剛
事業名称：令和3年度 第44回長野県児童・生徒木工工作コンクール		
担当副会長：池田 剛		
事業主体：長野県木材青壮年団体連合会		
実施日時：審査会：令和3年10月5日(火) 表彰式：令和3年11月28日(日)		
実施場所：審査会：塩尻市 長野県総合教育センター 第1研修室 表彰式(予定)：長野市 長野県立美術館		
対象者：長野県下 小・中・盲・ろう・養護学校の児童生徒		
趣旨・目的：子供たちに木を使って自由な発想で物を創る喜びを感じ取ってもらう。 また、木を使うことにより、自然との関わり方や自然の温かみを学んでもらう。		
事業内容：・趣意書・開催要項等の配布 長野県下 小・中・盲・ろう・養護学校すべてに配布並びにPR ・審査会の開催 地区審査：各地区(会団)ごとに、作品を取りまとめ審査 県審査：地区審査を通過した作品を県下集め、審査員に外部の方を入れて開催 ・入選作品の展示(県庁等公共施設に展示し、広く事業のPRをする) ・表彰式を開催 ・全国の審査会へ出品(最優秀賞(県知事賞)の作品を出品) ※新型コロナウイルス感染症対策をして実施した。		
実施プログラム：	6月中旬	会場仮押さえ
	6月下旬	共催・後援依頼
	7月上旬	趣意書等の配布
	9月中旬	審査員依頼
	9月17日(金)	応募締め切り
	9月27日(月)まで	地区審査、結果報告
	9月29日(水)まで	県報告
	10月5日(火)	県審査会 (塩尻市 長野県総合教育センター)
	10月18日(月)～22日(金)	作品展示(長野県庁)
	11月28日(日)	表彰式 (長野市 長野県立美術館)
	1月8日(土)	全国審査会1次審査(6点) ※WEBミーティング審査
	3月12日(土)予定	全国審査会最終審査(4点) ※WEBミーティング審査
	5月28日(土)予定	全国大会にて表彰式(札幌市) (新型コロナウイルス感染症拡大防止等により開催状況の変更あり)
実施上の問題点 今後の課題など	・本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の中、4千点をこえる出品があつた ・全国審査は、新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、昨年と同じように ・全国審査においても、新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、最終審査会場へ集合した実物審査はなく書類上でWEB審査となった。	
決	算：別紙のとおり	
担	当者：木工工作担当副会長 池田 剛	
外	部協力者：(株)共立プランニング 日野原氏 [連絡先] TEL026-238-8877 FAX026-238-8870	
添	付資料：・決算書 ・事業報告書	

令和3年度 第44回長野県児童・生徒木工工作コンクール収支決算

収支決算書

【収入の部】

大項目	中項目	予算額	決算額	摘要
PR事業費	木工工作コンクール事業費	1,330,000	1,347,138	
収入合計		1,330,000	1,347,138	

【支出の部】

大項目	中項目	予算額	決算額	摘要
事業費	資料作成発送	377,000	410,520	趣意書、出品票、持ち込み先リスト、ポスター、学校発送費等
	審査会	25,000	12,854	
	賞状	541,000	558,272	
	《内訳》 入選	118,000	123,970	制作代8,800×10、材料代3,300×10、送料2,970
	優秀賞	60,500	72,600	A3 12枚(6,050円)
	佳作	91,000	90,200	B4版 620枚(145,4838円)
	努力賞	264,000	264,000	A4版 3,300枚(80円)
	雑費	7,500	7,502	賞状用紐・金具・箱代・紙袋代等
	記念品	78,200	74,800	
	《内訳》 入選	53,400	52,800	6,600×4(知事賞)、4,400×6(特別賞)
	優秀賞	24,800	22,000	10個(2,200円)
	佳作	0	0	
	展示用備品	10,000	0	
	表彰式	58,000	53,050	
	《内訳》 会場使用料	20,000	6,900	県立美術館
	表彰式設営費	18,000	9,300	県立美術館
	表彰式アシスタント代	0	0	
	雑費	20,000	36,850	賞状発送費、振込手数料等
	全国大会交通費	0	0	
	作品運搬費	50,000	50,000	未確定分(札幌郵送、出品者返却等)
	通信・印刷費	55,800	52,642	コピー、切手代等
	広告費	135,000	135,000	信毎(7/13)、長野の林業(7月号)
支出合計		1,330,000	1,347,138	(税込)

※この事業は、「長野県森林づくり県民税」を活用しています。



令和3年度 長野県木育推進事業

長野県児童・生徒 木工工作コンクール 事業報告書

～WOOD CHANGE～



- 主催：長野県木材青壮年団体連合会
- 共催：長野県／中部森林管理局／(財)長野県緑の基金／長野県県産材振興対策協議会／長野県木材協同組合連合会
- 後援：長野県教育委員会／(財)長野県建築住宅センター／長野県森林組合連合会／NHK長野放送局／SBC信越放送／NBS長野放送／TSBテレビ信州／abn長野朝日放送／長野エフエム放送／新建新聞社／長野県民新聞社

長野県木青連事務局（県木連内）

〒380-8567 長野市岡田町30-16
TEL:026-226-1471 FAX:026-228-0580

メール：n-msr@siren.ocn.ne.jp
WEB：http://n-msr.com/

もくせいいれん

検索

第44回長野県児童・生徒木工工作コンクール事業報告

※この事業は、「長野県森林づくり県民税」を活用しています。

【趣 旨】 近年、インターネットや家庭用ゲーム機などの普及により自然素材を使った遊びなどが衰退してきてはいますが、日本建築や工芸品などの「木の文化」は徐々に受け継がれています。その文化や伝統もその素晴らしさを大切にする心がなければいずれ枯れ果ててしまいます。そのような中で、長野県木青連では、木の文化を継承する子供達の心を育てる意味でも木育推進事業の一環として長野県下の小学校・中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした「長野県児童・生徒木工工作コンクール」を開催し、子供たちが木に触れあい木を身近に感じ愛着を持ちながら森林の大きさや役割等を一緒に学んでもらい木の文化を大切にしていっていただきたいと考え、標記事業を実施しました。

【主 催】 長野県木材青壮年団体連合会

【共 催】 長野県、中部森林管理局、(公財)長野県緑の基金、長野県木材協同組合連合会、長野県県産材振興対策協議会

【後 援】 長野県教育委員会、(財)長野県建築住宅センター、長野県森林組合連合会、NHK長野放送局、SBC信越放送、NBS長野放送、テレビ信州、a b n長野朝日放送、長野エフエム放送、新建新聞社、長野県民新聞社

【対 象 者】 長野県下の小学校、中学校、盲・ろう・養護学校の児童生徒の皆さん

- 【応募基準】**
- (1) テーマ
自由(ただし、木材を主材料として利用・加工した創作品であること)
 - (2) 大きさ
タテ・ヨコ・高さ それぞれ60cm以下とする。
 - (3) 締切り
令和3年 9月17日(金)
 - (4) 送り先
最寄りの長野県木材青壮年団体連合会加盟の木材店まで

【事業日程】

年月日	場 所	内 容
令和3年7月上旬	県下全域	長野県下の全学校長宛に案内送付 各関係機関へ依頼書送付
7月～9月	県下全域	木工作品製作(学校又は夏休み期間中) 各材料の提供配布は地元会員が手配
9月17日	県下全域	作品応募締め切り(作品の回収)
9月18日～	県下全域	各地区審査会を実施
10月5日	塩尻市	長野県児童・生徒木工工作コンクール審査会
10月18日～22日	長野市	最優秀賞(県知事賞)等10作品を長野県庁1階ロビーにて展示
11月28日	長野市	長野市 長野県立美術館 B1階 ホールにて表彰式
令和4年1月(予定)	全 国	全国児童生徒木工工作コンクール 一次審査
3月(予定)	全 国	全国児童生徒木工工作コンクール 最終審査
5月(予定)	北海道	全国児童生徒木工工作コンクール表彰式

- 【審査基準】** 各学年としての発想に留意して、以下の各項を充たすもの。
また、小学校低学年(1～4年)、小学校高学年(5～6年)、中学校、盲・ろう・養護学校の以上4部門に分けて審査を行なった。
- ・子供の頭で考え、子供の手で作ったもの。
 - ・木の持味を生かし独創性に優れていること。
 - ・機能、デザインが優秀であること。
 - ・工作技術が優秀であること。

【審査会】 令和3年10月5日(火) 塩尻市 長野県総合教育センター(第1研修室)

【審査委員】 審査委員長 長野県総合教育センター
 専門主事 安松 大介 様
 審査委員 長野県林務部 信州の木活用課
 県産材利用推進室
 主査 阿部 裕子 様
 長野県中部森林管理局 資源活用課
 企画官 永瀬 庄栄 様
 (公財)長野県緑の基金
 常務理事兼事務局長 河西 光章 様
 長野県木材協同組合連合会
 理事長 宮崎 正毅 様
 長野県県産材振興対策協議会
 会長 宮崎 正毅 様
 長野県木材青壮年団体連合会
 会長 田村 紘一 君
 長野県木材青壮年団体連合会
 直前会長 大藏 俊介 君
 長野県木材青壮年団体連合会
 会長代行副会長 宮崎 淳貴 君
 長野県木材青壮年団体連合会
 副会長 池田 剛 君
 計9名



【審査風景】 令和3年10月 5日(火) 塩尻市 長野県総合教育センター (第1研修室)



【展示風景】 令和3年10月18日(月)～22日(金) 長野県庁1階ロビー



【表彰式】 令和3年11月28日(日) 長野市 長野県立美術館 B1階 ホール



第44回長野県児童・生徒木工工作コンクール入賞リスト

1. 最優秀賞（長野県知事賞）

作品名	氏名	学校名	学年
かんなくずファッション めでたい	等々力 蒼 乃 松 下 世	信州大学教育学部附属松本小学校 南木曾町立南木曾小学校	3年 6年
写真入れつき時計	菊 池 桜 介	原村立原中学校	1年
ぼくの住みたいおうち	大 田 晃 大	大町市立大町東小学校	4年

2. 長野県教育委員会賞

作品名	氏名	学校名	学年
音ぶのかさたて	北 原 彩 葉	南箕輪村立南部小学校	4年

3. 林野庁中部森林管理局長賞

作品名	氏名	学校名	学年
タカ	加 藤 新 大	南木曾町立南木曾小学校	5年

4. 公益財団法人 長野県緑の基金 理事長賞

作品名	氏名	学校名	学年
バベルの塔	浅 井 太 鷗	御代田町立御代田北小学校	5年

5. 長野県木材協同組合連合会 理事長賞

作品名	氏名	学校名	学年
イルカ	柳 澤 輝 磨	茅野市立湖東小学校	6年

6. 長野県県産材振興対策協議会 会長賞

作品名	氏名	学校名	学年
岩魚	畔 地 美 心	上田市立武石小学校	2年

7. 長野県木材青壮年団体連合会 会長賞

作品名	氏名	学校名	学年
サッカースパイク	関 俐 都	軽井沢町立軽井沢西部小学校	5年

8. 優秀賞

作品名	氏名	学校名	学年
アマビエ	西 條 周 磨	長野市立芹田小学校	6年
鳥かご	本 山 天 登	上田市立神川小学校	3年
コロナよおさまれ！もどれおだやかな日々	白 倉 大 雅	東御市立滋野小学校	4年
家族のツリーハウス	上 條 岳	茅野市立豊平小学校	3年
諏訪大社春宮	大 村 耀 介	下諏訪町立下諏訪北小学校	5年
永久カレンダー	池 石 飛 星	岡谷市立川岸小学校	6年
木で作ったそろばん	北 原 颯 也	南箕輪村立南部小学校	4年
わたしのゆめの花やさん	河 村 美結花	南木曾町立南木曾小学校	3年
ジャックと豆の木	高 橋 想乃奏	南木曾町立南木曾小学校	4年
桜かご	河 村 美桜里	南木曾町立南木曾小学校	5年

■第44回長野県児童生徒木工工作コンクール内訳

総参加人数		4,347 名
参加学校	小学校	134 校
	中学校	2 校
	盲・ろう・養護学校	0 校
	合計	136 校

審査会出品数		68 点
入選（入賞リスト 1～7）	優秀賞	10 点
	佳作	10 点
	努力賞	539 点
	総作品数	3,788 点
総作品数		4,347 点

最優秀賞(長野県知事賞)

かんなくずファッション

信州大学教育学部附属松本小学校 3年 等々力 蒼 乃

●作品を創ってみての感想

「服を木で作れたら面白い！」と思って、デザインを考えました。布のように使えそうな かんなくずを見つけた時は、こんなにうすいのに 木のおいがして、わくわくしました。

「もっと きれいに出来ないかな？」

「もっと じょうぶにしたいな。」

と 思って やって いったら、上手く出来たから、うれしかったです。

一生けん命作ったので、賞がもらえて、すごくうれしいです。ありがとうございます。

●一番見てほしいポイントは

ファッションなので、あみ目をきれいになるようにしたり、かざりをつけたりしたところ です。じっさいに着られます。

バックの持ち手もじょうぶになるように工夫しました。

●苦労した点は

かんなくずは、やさしくさわらないと すぐにさけてしまう ところ です。

すぎとひのきをうまく組み合わせて作りました。あと、長さがなかなかそろわなかったので、スカートには長いかんなくずを使うようにしました。



●木に触れてどうでしたか

木でできているものといえば、家やイス、テーブルと 思っ て いた けれ ど、服やバック、リボンなどにもなることが分かって楽しかったです。木や森のにおいが大好きなので、いつでも着たり、持ったり、つけたり出来る木のファッションをもっとたくさん作りた ーい と思 っ ち ました。

最優秀賞(長野県知事賞)

めでたい

南木曾町立南木曾小学校 6年 松 下 世

●作品を創ってみての感想

最初は新聞紙で模型を作り、でき上がりをイメージし ー そ こ か ら 作 り 始 め ま し た。

新聞紙と木は違い模型のように作るのはむずかしい所もありましたが、模型よりも鯛の感じを表現できて よか っ た だ す。

●一番見てほしいポイントは

鯛のはねる姿。

●苦労した点は

鯛の鱗を一枚一枚切って貼り付ける所です。思っ て いた 以 上 に 時 間 が か か っ た。



●木に触れてどうでしたか

六年間木工工作を作っ て いて 楽 し っ た だ す。中学校でもあるならやりたいです。

最優秀賞(長野県知事賞)

写真入れつき時計

原村立原中学校 1年 菊池 桜介

●作品を創ってみての感想

時計に写真入れを付けるだけでも時計や写真入れの付け方、色、形を工夫するだけで今までに無いような時計ができ、「自分で本当に作ったのか？」と思えるくらいの仕上がりになりびっくりしました。

●一番見てほしいポイントは

一番見てほしいポイントは色です。茶色だけではなく、高級感ができるように金色を入れてみました。写真入れ一つだけ金色にしたり、丸く穴を開けた内側を金色にしたりして色のつける場所なども工夫しました。

●苦労した点は

苦労した点は穴を開けることです。全体の中心から時計の中心を計算し、そこから穴を開ける場所も計算し、「サークルカッター」というもので穴を開けました。

音が大きく力の入れ具合とスピード、角度など緊張して難しかったです。



●木に触れてどうでしたか

切った時や、穴を開けた時は、ささくれが沢山あったけど紙ヤスリを使ってきれいにし、削っている時に木のいい匂いがして、最後の仕上がりは、ツルツルしてとても気持ちよかったです。

最優秀賞(長野県知事賞)

ぼくの住みたいおうち

大町市立大町東小学校 4年 大田 晃大

●作品を創ってみての感想

はじめは作るの大変だと思いました。でも、作っているうちにとちゅうから作るのが楽しくなってきました。最後に松ぼっくりで仕上げをした時、思った通りにできてうれしかったです。

途中で何度もやめようと思ったけれど、まわりの人たちに、ほめてもらったり、励ましてもらったりして最後までがんばれました。がんばれて良かったと思います。

●一番見てほしいポイントは

家の中にバスケットゴールを入れて、家の外には机や椅子を並べました。最後につけた松ぼっくりで作った家がにぎやかになったところを見てほしいです。

●苦労した点は

校舎にまわりにあった木を拾って作りました。それをのこぎりで切って木の長さを同じにして切るのが大変でした。家のかべを積み重ねて作った時は、木の太さが違って、それをまっすぐに直して組み立てていくところが大変でした。



●木に触れてどうでしたか

ふだんからぼくは野菜や草花を育て自然と触れ合っています。校舎のまわりに落ちている木を拾って組み立てていくことで、大町の自然の豊かさを感じて、うれしい気持ちになりました。

長野県教育委員会賞

音ぷのかさたて

南箕輪村立南部小学校 4年 北原彩葉

●作品を創ってみての感想

わたしは、音楽が好きで夏休みの工作で、音ぷのデザイン何かを作りたいと家族に相談したら家にかさ立てが、無かったので音ぷの形のかさ立てを作ってみる事にしました。

木を、けずる事はとても大変で時間もかかりましたが楽しく作る事ができてよかったです。

●一番見てほしいポイントは

ト音記号に第1線から第5線まで、通して音ぷに楽しむを重ねた所です。

●苦労した点は

木をト音記号の形にけずって、そのト音記号に桧の木をお湯で、曲げて通した所です。



●木に触れてどうでしたか

木は、けずると木の種類で香りがちがって楽しかったです。

わたしは、桧の木の香りが好きです。

林野庁中部森林管理局長賞

タカ

南木曾町立南木曾小学校 5年 加藤新大

●作品を創ってみての感想

すべて自然の木を使って作ったので、イメージするような形になかなかならず、時間もかかって大変だったけど、だんだん出来てくると、うれしさがありました。

また、木を拾いに行ったり、考えて作ることは、とても楽しかったです。

●一番見てほしいポイントは

大きく羽ばたいているように広げたつばさを表現するために、落ち葉を本物の羽のようにつけたところです。



●苦労した点は

むねの部分の細かな羽を表現するために、松ぼっくりを一まいづつはがしてはりつけましたが、なかなかうまくつかず、とても大変でした。

●木に触れてどうでしたか

ぼくは、ふだんから山や森で遊ぶ事があります。木に触る事はよくあるけど、木の固さや太さ、形など、色々ある事に改めて気づき、木はおもしろいし、むずかしいなと感じました。

バベルの塔

御代田町立御代田北小学校 5年 浅井 太 鷗

●作品を創ってみての感想

夏休みにお父さんと庭でまきわりをしていて捨ててしまう木の皮を見て何か作れないかなあと思いました。

皮と皮が全然つかないので作品を作れるか心配でしたが、何日もかけて実験をしてうまくいきました。

図書館で「バベルの塔」という本を借り参考にしました。

夏休み中、2週間ぐらいかかり毎日がんばったので賞をとれてうれしかったです。

●一番見てほしいポイントは

木の皮がきれいにらせん状につけたところです。中に明かりを入れると大きなランプになるのできれいです。

●苦労した点は

木の皮を少し曲げるときにわれてしまうので、少しずつはっていくことに苦労しました。

皮と皮をはるのに、グルーガンとボンドの2種類を使用しましたが、固まる時間がちがうのでしっかり固まるまでが大変でした。



●木に触れてどうでしたか

木の皮はトゲがたくさんあって何度も手にささり痛かったです。

やはり木の皮は活用しにくいので、来年は木の皮を使って作品を作るのはやめておこうと思います。

イルカ

茅野市立湖東小学校 6年 柳 澤 輝 磨

●作品を創ってみての感想

お父さんの大工の技術を使い、木と木をつなぎあわせ、イルカが完成した時は、感動した。

最初ザラザラだったカエデの木が切ることで削ることで、イルカの形になり磨くことでピカピカになっていくのが楽しかった。

何を作ってみようか考えることから始まり、毎年家族キャンプで海にいったが、コロナで行くことができなかつたことから海で大好きなイルカを木で表現してみようと思った。

●一番見てほしいポイントは

金輪継 (かなわつぎ)

1つの木から作るイルカではなくパズルみたいに組み合わせられたらおもしろいと思い、お父さんの大工の木と木をつなぎあわせる技術、金輪継 (かなわつぎ) で組み合わせたとこ。

●苦労した点は

小さいサイズにしたことが 逆にけずりずらかつたり、切りずらくしてしまい苦労した。

どこから見てもカッコかわいいイルカにするために、何度もバランスを見ながらけずっていったところ。



●木に触れてどうでしたか

最初木を持った時、自然にはえている木を触った時より、堅いことにビックリしました。堅いのにヤスリをかけていけば形が変わっていくし、ノコギリで切れば切れていくことが何だか楽しかった。

長野県県産材振興対策協議会 会長賞

岩魚

上田市立武石小学校 2年 畔地美心

●作品を創ってみての感想

木で魚をつくれたのがたのしかったです。
つくるのに、じかんがかかったけど、かんせいしたときはうれしかったです。
木でコップやほかの生きものもつくってみたいです。
木がとても好きです。

●一番見てほしいポイントは

魚が活着しているかのようにつくりました。
いろんなしゅるいの木をつかって魚をひょうげんしました。

●苦労した点は

魚のからだにあった木をさがしてはりつけるところです。
くぎをやいて岩魚のもようをやきつけたところです。



●木に触れてどうでしたか

木の木目が好きです。
木のおいが好きです。
いろんなしゅるいの木があつたのしいです。

長野県木材青壮年団体連合会 会長賞

サッカースパイク

軽井沢町立軽井沢西部小学校 5年 関 例 都

●作品を創ってみての感想

小学1年生からサッカーチームに入っているので、好きなものを作れて うれしいし 楽しかった。

●一番見てほしいポイントは

表面のなめらかさ。

●苦労した点は

けずる時、予想以上に力が必要だった。



●木に触れてどうでしたか

優しい感じがした。

触れて、創って、知る ウッドコレクション



長野県木材青壮年団体連合会

〒380-8567 長野市岡田町30-16

メール: info@n-msr.com

TEL: 026-226-1471 FAX: 026-228-0580

WEB: <https://n-msr.com/>

第1部門

一次審査順位	作品番号	地域	応募者	作品名
1	6	岐阜	田中 純	飛騨高山絵馬
1	24	栃木	中江 朱里	つぶいっばいのとうもろこし
2	23	栃木	高田 征希	ハシビロコウのお出かけ
3	5	岐阜	谷口 未空	まっ赤なすいか
4	28	福岡	福本 渉真	バックカー車
5	16	三重	堀川 琥立	お父さんとおじいちゃんのせい材所の送材車
6	15	三重	奥田 大陽	ぼくのかぞく
7	9	広島	山田 康滋	白鳥
8	19	長野	畔地 美心	岩魚
9	10	広島	谷川 元美	けんだまパーク
9	20	長野	北原 彩葉	音ぶのかさたて
9	30	福島	木村 惺	むかしのくらし
10	33	宮城	小関義恭	杜の水族館
12	31	北海道	ラナ・マユ	魔女っ子練習場

第2部門

一次審査順位	作品番号	地域	応募者	作品名
1	4	岩手	平塚 希	浦島太郎
2	28	秋田	佐藤 圭一郎	ウッドボールランプ
3	15	長野	松下 世	めでたい
4	14	三重	湊 彩音	松かさ龍
5	20	奈良	井上 和奏	桜咲く
6	16	長野	浅井 太鷗	バベルの塔
7	5	岐阜	谷口 巧磨	恵みの雨
7	6	岐阜	田中 虎太郎	努力、努力最高の努力 横綱照ノ富士
8	19	栃木	齋藤 倅之介	九尾のきつね
9	24	福岡	麻生 蓮	かんなくずで作ったミミズク
委員選考	30	宮城	佐藤 結威	空想を泳ぐクジラ
委員選考	31	岡山	難波 陽菜乃	昔の教室

第3部門

一次審査順位	作品番号	地域	応募者	作品名
1	2	岩手	須川 結衣・鷹薙	渦巻き森の4つの物語
2	7	群馬	猪内 孔明	雄鶏と花
3	13	北海道	小林 こころ	天体観測
4	12	北海道	井上 稀央	物語の森
5	3	岐阜	菱田 幸宏	輪ゴムガトリング銃
6	11	奈良	辻本 眞照・	ぼくらの学校
7	10	栃木	浮須 幸太郎・印南	寒暁の精霊達
8	4	岐阜	野原 久遠	灯籠
8	9	栃木	青木 心言	Ein orientalischer Glücksdracha ~der Yang- Energie bright~
9	14	北海道	増中 晴奈	天と扉と鳥

役員任期について

★ 議案事項 議案作成者 会長 田村 紘一

議案名称：役員任期の1期2年について

担当：田村 紘一

事業主体：長野県木材青壮年団体連合会

実施日時：令和4年度実施

審議場所：理事会・総会

対象者・資格者：長野県木青連会員

趣旨・目的：現在、役員任期は1年とされています。しかし近年、会員の減少に伴い
 周り順とはいえ、1年交代ではやり手がなくなる現象がすでにおきつつ
 あります。

令和5年度には日本木青連会長の選出、令和6年度には全国会員長野大会
 と控えている中、会の存続、会の発展のためにも役員任期の1期2年を提案し
 ます。

内容：・長野県木青連役員1期1年から1期2年の変更

対象者：	(1) 会長	1名
	(2) 直前会長	1名
	(3) 会長代行副会長	1名
	(4) 副会長	5名以内
	(5) 事務局長	1名
	(6) 事務局次長	若干名
	(7) 理事	若干名
	(8) 監事	2名

・会則変更

(6) 事務局次長 若干名 の追加

現在： 役員任期はすべて1年とし総会において選任及び解任
 される。

年度途中で役員に選任された者は当該年度を任期とする。

変更後：役員任期はすべて2年とし総会において選任及び解任
 される。

年度途中で役員に選任された者は当該年度を任期とする。

実施時期：令和4年度～

※令和3年度体制をそのまま令和4年度も継続

実施上の問題点：・協議審議内容の詳細検討・決定

・全体の流れ…対象者への通知・会則変更・総会議決

令和4年度長野県木青連役員・出向者(案)

区分	役職	氏名	所属	ブロック	備考
理事	会長	田村 紘一	東信木青連	東信	
	直前会長	材木 大蔵	松本材青会	中信	
	監事	シロノ 澁澤	北信木青連	北信	
	監事	木村 大和	松本材青会	中信	
理事	代行副会長	ミヤザキ 宮崎	北信木青連	北信	
理事	副会長	イノ 由井	東信木青連	東信	
理事	副会長	イノ 池田	松本材青会	中信	
理事	北信木青連 会団長	カサマ 坂田	北信木青連	北信	
理事	北信木青連 副会団長	ミヤマ 峯村	北信木青連	北信	
理事	東信木青連 会団長	コバヤシ 小林	東信木青連	東信	
理事	東信木青連 副会団長	イノ 由井	東信木青連	東信	
理事	松本材青会 会団長	カサマ 田中	松本材青会	中信	
理事	松本材青会 副会団長	イノ 石亀	松本材青会	中信	
理事	事務局長	カサマ 中嶋	東信木青連	東信	
	事務局次長	イノ 由井	東信木青連	東信	
	事務局次長	ミヤザキ 宮澤	北信木青連	北信	
	事務局主事	マツモト 松本	県木連		
日本木青連 出向	常任理事 代行副会長兼木青連活性化委員長	シノダ 島田	東信木青連	東信	
日本木青連 出向	常任理事 財務委員会 委員長	カサマ 田中	東信木青連	東信	
日本木青連 出向	理事 会団長	田村 紘一	東信木青連	東信	
日本木青連 出向	理事 総務委員会 副委員長				1名以上
日本木青連 出向	理事 コラボレーション推進委員会 副委員長				1名以上
日本木青連 出向	理事 全国大会実行委員会 副委員長				2名以上
	理事 全国大会実行委員会 副委員長				
日本木青連 出向	理事 木青連活性化委員会 副委員長				2名以上
	理事 木青連活性化委員会 副委員長				
日本木青連 出向	総務委員会 委員				1名以上
日本木青連 出向	SCM推進委員会 委員				1名以上
日本木青連 出向	全国大会実行委員会 委員				1名以上
北信越地区 出向	北信越地区協議会 県会団代表	田村 紘一	東信木青連	東信	(県会長)
北信越地区 出向	北信越地区協議会 県会団代表	ミヤザキ 宮崎	北信木青連	北信	(県代行副会長)
北信越地区 出向	北信越地区協議会 県会団代表	カサマ 中嶋	東信木青連	東信	(事務局長)
北信越地区 出向	北信越地区協議会 県会団代表	ミヤザキ 宮澤	北信木青連	北信	(事務局次長)
協力企業	オブザーバー	日野原 和仁	共立プランニング		

令和4年度理事予定者会議開催(案)

日 時 令和 4 年 4 月 9 日 (土)

場 所 未定 もしくは Zoom

スケジュール 正副会長・事務局予定者会議 14:00 ~ 14:20

理事予定者会議 14:30 ~ 16:30

懇親会 (コロナの状況を見て判断)

登録料 未 定

令和4年度県会員東信大会開催(案)

日 時 令和 4 年 5 月 14 日 (土)

場 所 未定 もしくは Zoom

スケジュール 未 定 (13:00 県大会開始)

登録料 未 定

日本木青連 一般社団法人化について

★ 議案事項

議案作成者

会長 田村 紘一

議案名称：日本木青連 一般社団法人化

担当：田村 紘一

事業主体：長野県木材青壮年団体連合会

実施日時：令和4年度以降実施（予定）

審議場所：理事会

対象者・資格者：長野県木青連会員

趣旨・目的：日本木青連は一般社団法人化に向けて令和3年度理事会にて毎回議論して参りました。1年でまとまる話ではなく、年度切り替えにより、3月に一度法人化について継続か否か長野県として1票投票します。長野県木青連は親団体である日本木青連一般社団法人化についてこのまま話を継続していいのか反対なのか採択をいただきたい。

内容：日本木青連一般社団法人化について今後継続か反対か長野県としての考えを議論し、長野県としての1票を決めたい。

添付資料：日本木青連 第6回理事会資料を抜粋

一般社団法人日本木材青壮年団体連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本木材青壮年団体連合会と称し、英文では、Japan Youth Lumbermen's Association と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国の木材産業に携わる青壮年経営者の交流と親睦を通じ、相互の啓発に努め、知識、品位の向上を図り、合わせて木材・林業に関する社会的な普及啓発活動などを行うことによって、木材産業の近代化に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材産業の諸問題並びにこれに関連する一般社会、経済、文化、科学技術などの研究を行い、その成果を実現するための活動。
- (2) 内外木材産業、関連諸団体、関係諸官庁および研究機関などとの情報交換、要請、提携などの活動。
- (3) 国民生活と産業の健全な発展に寄与するための木材・林業に関する知識の普及および木材利用拡大のための啓発活動。
- (4) 木材に関する実務知識、利用技術の普及向上。
- (5) 木材産業の恒久的な発展を維持するための後継者育成に関する活動。
- (6) 造林に関する諸事業。
- (7) ウッディレターの発行。
- (8) 講演会、研究会などの開催。
- (9) その他本会の目的を達するために必要な活動。

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した会員会団とする。正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 賛助会員は、正会員としての資格を持たないもので、この法人の目的に賛同しその活動を援助することによって、本会の発展を助成しようとする個人又は法人及び団体とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。

(会員会団)

第7条 この法人の一般法人法上の社員であり、会員会団は、この法人の目的に賛同して入会する日本国内に所在する木材青壮年団体とする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、この法人が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、この法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める員数を上

回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「一般法人法施行規則」という。）第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(総会規則)

第22条 総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上30名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、一般法人法上の代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち副会長5名以内、専務理事1名を選任することができ、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第27条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、**選任された年の4月1日就任し、翌年の3月31日に任期が満了する。**

- 2 監事として選任されたものは、補欠として選任された者を除き、**選任された年の4月1日に就任し、翌々年の3月31日に任期が満了する。※1年ごとに監事を変更する場合は辞任をする必要がある。**

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(直前会長、相談役、特別顧問)

第30条 この法人に、直前会長、相談役、特別顧問を若干名、置くことができる。

- 2 直前会長、相談役、特別顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 直前会長、相談役、特別顧問の任期は、第27条第1項の理事の任期と同様とする。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部理事、外部監事（以下「外部役員等」という。）との間で、外部役員等の前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会に提出する議案を協議し、または理事会から委託された事項を審議するために、常任理事会を置くことができる。
- 4 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (4) 直前会長、相談役、特別顧問の選任及び解任
 - (5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第35条 理事会は、年6回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会における、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第47条 この法人は、総会における、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会における、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会、地区協議会及び部会

(委員会)

第50条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地区協議会)

第51条 この法人は、正会員の意見を総合調整し、かつ、地域においてその目的を達成するために地区協議会を設置する。

(部会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により部会を置くことができる。

第10章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定

める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第57条 この法人の設立初年度の事業年度は、法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第58条 この法人の設立時理事及び設立時監事は次に掲げる者とする。

理事
理事
理事
理事
監事

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第59条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所
設立時社員

住 所
設立時社員

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

日本木青連 会則及び新定款 比較表

	一般社団法人日本木青連 定款	現在 日本木青連会則
	第1章 総則	
名称	第1条 この法人は、一般社団法人日本木材青壮年団体連合会と称し、英文では、Japan Youth Lumbermen's Association と表示する。	第1条 名称及び事務所 本会は日本木材青壮年団体連合会(略称・日本木青連)と称し、事務所を東京都におく。 英文名称は Japan Youth Lumbermen's Association (J.Y.L.A)とする。
事務所	第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。	
	第2章 目的及び事業	
目的	第3条 この法人は、全国の木材産業に携わる青壮年経営者の交流と親睦を通じ、相互の啓発に努め、知識、品位の向上を図り、合わせて木材・林業に関する社会的な普及啓発活動などを行うことによって、木材産業の近代化に寄与し、社会に貢献することを目的とする。	第2条 目的 本会は全国の木材産業に携わる青壮年経営者の交流と親睦を通じ、相互の啓発に努め、知識、品位の向上を図り、合わせて木材・林業に関する社会的な普及啓発活動などを行うことによって、木材産業の近代化に寄与し、社会に貢献することを目的とする。
事業	第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 木材産業の諸問題並びにこれに関連する一般社会、経済、文化、科学技術などの研究を行い、その成果を実現するための活動。 (2) 内外木材産業、関連諸団体、関係諸官庁および研究機関などとの情報交換、要請、提携などの活動。 (3) 国民生活と産業の健全な発展に寄与するための木材・林業に関する知識の普及および木材利用拡大のための啓発活動。 (4) 木材に関する実務知識、利用技術の普及向上。 (5) 木材産業の恒久的な発展を維持するための後継者育成に関する活動。 (6) 造林に関する諸事業。 (7) ウッディレターの発行。 (8) 講演会、研究会などの開催。 (9) その他本会の目的を達するために必要な活動。 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。	第3条 事業 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。 1) 木材産業の諸問題並びにこれに関連する一般社会、経済、文化、科学技術などの研究を行い、その成果を実現するための活動。 2) 内外木材産業、関連諸団体、関係諸官庁および研究機関などとの情報交換、要請、提携などの活動。 3) 国民生活と産業の健全な発展に寄与するための木材・林業に関する知識の普及および木材利用拡大のための啓発活動。 4) 木材に関する実務知識、利用技術の普及向上。 5) 木材産業の恒久的な発展を維持するための後継者育成に関する活動。 6) 造林に関する諸事業。 7) ウッディレターの発行。 8) 講演会、研究会などの開催。 9) その他本会の目的を達するために必要な活動。

	第3章 会員							
会員の構成	<p>第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とする。</p> <p>2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した会員会団とする。正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。</p> <p>3 賛助会員は、正会員としての資格を持たないもので、この法人の目的に賛同しその活動を援助することによって、本会の発展を助成しようとする個人又は法人及び団体とする。</p>	<p>第5条 会員会団および会員(個人)</p> <p>1) 本会の会員会団は全国の木材業界青壮年団体とする。本会に入会しようとする団体は、会員会団2会団以上の紹介により所定の手続きを経て理事会の承認を得て会員会団となることができる。</p> <p>2) 会員(個人)は正会員および賛助会員とする。</p> <p>① 正会員は、会員会団における有資格者とする。</p> <p>② 賛助会員は、正会員としての資格を持たないもので、本会の目的に賛同しその活動を援助することによって、本会の発展を助成しようとする個人又は法人及び団体とする。尚、賛助会員についての規定細則は、理事会において別途定める。</p>						
入会	<p>第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。</p>							
会員会団	<p>第7条 この法人の一般法人法上の社員であり会員会団は、この法人の目的に賛同して入会する日本国内に所在する木材青壮年団体とする。</p>							
入会金及び会費	<p>第8条 会員は、この法人が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>	<p>第6条 会費</p> <p>会員会団および賛助会員は、毎年8月末迄に当該年度の会費を次のとおり納付しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>会費</td> <td>正会員</td> <td>年額 7,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賛助会員</td> <td>理事会において別途定める。</td> </tr> </table> <p>臨時会費 必要に応じ総会で定める。</p> <p>既納の会費はいかなる事由によるも返戻しない</p>	会費	正会員	年額 7,000円		賛助会員	理事会において別途定める。
会費	正会員	年額 7,000円						
	賛助会員	理事会において別途定める。						
任意退会	<p>第9条 会員は、この法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p>	<p>第7条 退会および除名</p> <p>退会を希望する会員会団は退会届を提出しなければならない。</p> <p>会員会団にして会費を1ヵ年納付しなかった場合は、理事会の決議を経てこれを除名することができる。</p>						
除名	<p>第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の半数以上であつ</p>							

	<p>て、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。</p> <p>(1)この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>	
会員資格の喪失	<p>第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1)第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2)総正会員が同意したとき。</p> <p>(3)解散したとき。</p>	
	第4章 総会	
構成	<p>第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。</p>	
権限	<p>第13条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1)会員の除名</p> <p>(2)理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3)理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(5)定款の変更</p> <p>(6)解散及び残余財産の処分</p> <p>(7)合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡</p> <p>(8)基本財産の処分の承認</p> <p>(9)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項</p>	<p>第10条 総会・臨時総会の招集および決議事項</p> <p>総会は理事会の議を経て会長が招集し、原則として年1回以上開催する。</p> <p>総会の招集は開催2週間前にこれを通知しなければならない。総会は会員会団(会員会団代表)によって構成し、その半数以上の出席によって成立する。但し、委任状による出席を妨げない。</p> <p>総会は会長が議長を務める。</p> <p>総会の議事は表決個数によってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決す。</p> <p>次の事項は総会の決議を経なければならない。</p> <p>1) 会則の変更</p> <p>2) 事業報告および収支決算の承認</p> <p>3) その他特に重要な事項</p> <p>また、次年度の収支予算の承認、役員を選任は新年度開始前に役員選出規定にて定めた役員選出委員会で次年度の役員を選任し、理事会にて報告、その後臨時総会にて決議するものとする。</p>
開催	第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時	

	<p>総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。</p>	
招集	<p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p>	
議長	<p>第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	
議決権	<p>第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>	
決議	<p>第18条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散及び残余財産の処分 (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡 (6) 基本財産の処分 (7) その他法令又はこの定款で定める事項3理事又は監事を選任する議案</p> <p>を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	
代理	<p>第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。</p>	
決議・報告の省略	<p>第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>	

	<p>2 理事が正会員全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。</p>															
議事録	<p>第21条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(以下「一般法人法施行規則」という。)第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。</p>															
総会規則	<p>第22条 総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。</p>															
	<p>第5章 役員</p>															
役員 の 設 置	<p>第23条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1)理事3名以上30名以内</p> <p>(2)監事3名以内</p> <p>2 理事のうち、1名を会長とし、一般法人法上の代表理事とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち副会長5名以内、専務理事1名を選任することができ、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。</p>	<p>第8条 役員の種類</p> <p>本会に次の役員をおく。</p> <table border="0"> <tr> <td>会 長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>直前会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>7名以内</td> </tr> <tr> <td>会長補佐</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>専務理事</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>常任理事・理事</td> <td>200名以内</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td>3名以内</td> </tr> </table>	会 長	1名	直前会長	1名	副会長	7名以内	会長補佐	若干名	専務理事	1名	常任理事・理事	200名以内	監 事	3名以内
会 長	1名															
直前会長	1名															
副会長	7名以内															
会長補佐	若干名															
専務理事	1名															
常任理事・理事	200名以内															
監 事	3名以内															
役員 の 選 任	<p>第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から 選定する。</p> <p>3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p>5 他の同一の団体(公益法人又はこれに</p>	<p>第9条 役員 の 資 格、任 免、任 期 お よ び 任 務</p> <p>1)資格および任免</p> <p>会長は本会会員会団の正会員にして事業年度初日時点(4月1日)において、原則として45歳以下たることを要し、総会において選任および解任される。ただし選任時において推薦地区協議会の特段の事由がある場合、年齢においてはこれを妨げない。</p> <p>また、役員は本会会員会団の正会員たることを要す。</p> <p>その選出方法は別に定める役員選出規定によるものとする。</p> <p>2)任 期</p> <p>役員 の 任 期 は 1 年 と し、重 任 を 妨 げ な い。</p>														

	<p>準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p>	<p>年度の途中に選出された役員の任期はその年度末までとする。</p> <p>3)任 務</p> <p>会長は本会を代表し職務を主宰する。 副会長は会長を補佐し職務を処理する。 なお会長に事故のあるとき、副会長はその職務を代行する。</p> <p>会長補佐は特定のプロジェクト等について会長を補佐し職務を処理する。</p> <p>直前会長は相談役として会の円滑な運営に協力する。</p> <p>専務理事は会長および副会長を補佐し、庶務を司る。</p> <p>常任理事および理事は会長および副会長を補佐し職務を処理する。</p> <p>監事は本会の会計、事業を監査する。また各委員会には属さないものとする。</p>
理事の職務及び権限	<p>第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p>	
監事の職務及び権限	<p>第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	
役員の任期	<p>第27条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の4月1日就任し、翌年の3月31日に任期が満了する。</p> <p>2 監事として選任されたものは、補欠として選任された者を除き、選任された年の4月1日に就任し、翌々年の3月31日に任期が満了する。※1年ごとに監事を変更する場合は辞任をする必要がある。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと</p>	

	<p>する。</p> <p>4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	
役員 の 解任	<p>第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p>	
報酬等	<p>第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p>	
直前会長、相談役、特別顧問	<p>第30条 この法人に、直前会長、相談役、特別顧問を若干名、置くことができる。</p> <p>2 直前会長、相談役、特別顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>3 直前会長、相談役、特別顧問の任期は、第27条第1項の理事の任期と同様とする。</p>	<p>第16条 顧問・相談役</p> <p>本会は総会の承認により、顧問および相談役若干名をおくことができる。</p>
取引の制限	<p>第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引</p> <p>(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p>	
責任の一部免除又は限定	<p>第32条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理</p>	

	<p>事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>2 この法人は、外部理事、外部監事(以下「外部役員等」という。)との間で、外部役員等の前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>	
	第6章 理事会	
構成	<p>第33条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>3 理事会に提出する議案を協議し、または理事会から委託された事項を審議するために、常任理事会を置くことができる。</p> <p>4 前項に関して必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第12条 常任理事会および理事会</p> <p>常任理事会は会長、副会長、専務理事、会長補佐および常任理事を持って構成する。</p> <p>常任理事会は理事会から委託された事項、理事会において協議、審議する議題を検討処理する。</p> <p>理事会は本会の企画運営にあたる。</p> <p>理事会は総会から委託された事項、総会に提出すべき議題およびその他の重要事項を審議処理する。</p> <p>理事会は権限の多くを常任理事会に委任することができる。</p> <p>臨時理事会は会長が必要と認めるとき、これを招集する。</p> <p>理事会は報告及び協議事項に関しては専務理事が司会進行・議事選択を行い、審議事項に関しては</p> <p>代行副会長または副会長が議長となり、議事選択を行う。</p> <p>議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。</p>
権限	<p>第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1)業務執行の決定</p> <p>(2)理事の職務の執行の監督</p> <p>(3)会長及び副会長の選定及び解職</p> <p>(4)直前会長、相談役、特別顧問の選任及び解任</p> <p>(5)総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定</p>	

	<p>(6)規則の制定、変更及び廃止</p> <p>2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>(1)重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(2)多額の借財</p> <p>(3)重要な使用人の選任及び解任</p> <p>(4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備</p> <p>(6)第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結</p>	
開催	<p>第35条 理事会は、年6回以上開催する。</p> <p>2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1)会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2)会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>(4)監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。</p> <p>(5)前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。</p>	
招集	<p>第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日か</p>	

	<p>ら5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。</p>	
議長	第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。	
決議	<p>第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p>	
決議の省略	第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。	
報告の省略	第40条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。	
議事録	第41条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。	
	第7章 資産及び会計	
事業年度	第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第17条 事業年度 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
事業計画及び収支	第43条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記	

<p>予算</p>	<p>載した書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	
<p>事業報告及び決算</p>	<p>第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	
<p>剰余金の不分配</p>	<p>第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。</p>	
<p>第8章 定款の変更、合併及び解散等</p>		
<p>定款の変更</p>	<p>第46条 この定款は、総会における、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更</p>	

	することができる。	
合併等	第47条 この法人は、総会における、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。	
解散	第48条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会における、正会員の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。	
残余財産の帰属	第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	
第9章 委員会、地区協議会及び部会		
委員会	第50条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。 2 委員会の委員は、会員の中から理事会が選任する。 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	第13条 委員会の設置および任命 本会はその目的達成に必要な重要事項を研究し審議、実施するために委員会をおく。 委員会には委員長1名および副委員長、委員若干名おく。
地区協議会	第51条 この法人は、正会員の意見を総合調整し、かつ、地域においてその目的を達成するために地区協議会を設置する。	
部会	第52条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により部会を置くことができる。	第14条 部会 専門事項を調査研究、審議または実施するため、理事会の議を経て部会を設置することができる。
第10章 事務局		
事務局	第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事	第15条 事務局 本会に事務局をおき、会長は事務局長を委嘱することができる。

	項は、理事会の決議により別に定める。	
	第11章 情報公開及び個人情報の保護	
情報公開	第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。	
個人情報の保護	第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。	
	第12章 公告の方法	
公告の方法	第56条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。	
	第13章 附則	
最初の事業年度	第57条 この法人の設立初年度の事業年度は、 法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。	
設立時の役員等	第58条 この法人の設立時理事及び設立時監事は次に掲げる者とする。 理事 理事 理事 理事 監事	
設立時社員の氏名又は名称及び住所	第59条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。 住 所 設立時社員 住 所 設立時社員	
法令の準拠	第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。	
		第4条 細 則 本会則の施行に関する細則は、理事会の決議を持って定める。
		第11条 大 会 会の目的を達成するために大会を開催することができる。 大会は理事会の承認を経て会長が招集する。
		第18条 収 入

		<p>本会の経費は会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもってこれにあてる。</p>
		<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本会則は昭和49年7月1日より施行する。 但し、昭和49年事業年度は昭和49年7月1日より昭和50年3月31日までとする。 2.会則第5条の会員会団とは、会員(個人)が直接加入している単位会団とする。 3.平成元年度一部改正、平成2年度一部改正、平成3年度一部改正、平成10年度一部改正、平成13年度一部改正、平成24年度一部改正、平成26年度一部改正、平成28年度一部改正令和元年度一部改正

日本木青連の現状課題と法人化について 参考資料

令和3年度 会長補佐
谷地 讓

一般社団法人を取得すると日本木青連はどう変わる？①

	任意団体の場合(現状)	一般社団法人を取得した場合
目的・事業	全国の木材産業に携わる青壮年経営者の交流と親睦、相互の啓発、知識と品位の向上を図り、木材・林業の普及啓発活動によって木材産業の近代化に寄与し、社会に貢献すること	全国の木材産業に携わる青壮年経営者の交流と親睦、相互の啓発、知識と品位の向上を図り、木材・林業の普及啓発活動によって木材産業の近代化に寄与し、社会に貢献すること
会員の構成	会員会団、会員(個人) 賛助会員(個人、法人、団体) * 会員会団は理事会の承認が必要	正会員(会員会団(国内に所在する木材青壮年団体)) 賛助会員(個人、法人、団体) * 正会員は理事会の承認が必要
会員会団代表	各会団長を会員会団代表としている 選出規定等は無し。	各会団長を会員会団代表としている 選出規定等は無し。
総 会	年1回の通常総会。臨時総会(必要に応じて)。 会員会団(会員会団代表)によって構成 【総会承認の必要な事項】 ①会則の変更 ②事業報告及び収支決算の承認 ③その他特に重要な事項 * 次年度収支予算、次年度役員を選任は年度理事会で報告し、臨時総会で承認	定時総会(年度終了3か月以内)、臨時総会(必要に応じて) 会員会団代表によって構成 ①会員の除名 ②理事及び監事の選任及び解任 ③理事及び監事の報酬等の額 ④貸借対照表及び損益計算書の承認 ⑤定款の変更 ⑥解散及び残余財産の処分 ⑦合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡 ⑧基本財産の処分の承認 ⑨その他総会で決議するものとして法令又は定款で定める事項
理 事 会	年4回以上開催。 総会から委託された事項。総会に提出すべき議題。その他重要事項。について審議と執行状況の報告	年6回以上開催。 ①業務執行の決定 ②理事の職務の執行の監督 ③会長、副会長、専務理事の選任及び解任 ④直線会長、相談役、特別顧問の選任及び解任 ⑤総会開催の日程及び場所並びに総会の目的である事項の決定 ⑥規則の制定、変更及び廃止
役 員	・ 理事200名以内 ・ 監事3名以内 * 次年度役員を選任は年度理事会で報告し、臨時総会で承認	・ 理事3名以上30名以内 ・ 監事3名以内 (原則2年任期、一年の場合は辞任の必要) * 理事及び監事は総会決議にて選任 * 会長(1名)及び副会長(5名以内)、専務理事(1名)は理事会の決議で理事の中から選定。

一般社団法人を取得すると日本木青連はどう変わる？②

	任意団体の場合(現状)	一般社団法人を取得した場合
役員選考方法	<p>役員予定者は役員選考委員会(当該年度常任理事会)にて決定し、理事会に報告する</p> <p>1)前年度8月末までに会長選考会を開催し、選考会で選出決定された会長予定者を理事会に報告しなければならない。 * 会長及び代行副会長は、全国8地区を便宜上、東西2ブロックに割り、このブロックの交代選出方法を採用し、会長選出地区の翌年度地区から代行副会長を選出する。</p> <p>2)前年度3月末日までに副会長(代行副会長含む)、会長補佐、専務理事、常任理事、理事および監事予定者を選出し理事会に報告しなければならない。 * 監事は前年度までの常任理事経験者とする。</p> <p>★最終的には、総会での承認が必要(3月臨時総会)</p>	<p>役員予定者は役員選考委員会(当該年度常任理事会)にて決定し、理事会に報告する</p> <p>1)前年度8月末までに会長選考会を開催し、選考会で選出決定された会長予定者を理事会に報告しなければならない。 * 会長及び代行副会長は、全国8地区を便宜上、東西2ブロックに割り、このブロックの交代選出方法を採用し、会長選出地区の翌年度地区から代行副会長を選出する。</p> <p>2)前年度3月末日までに副会長(代行副会長含む)、会長補佐、専務理事、常任理事に該当する、理事および監事予定者を選出し理事会に報告しなければならない。 * 監事は前年度までの常任理事経験者とする。</p> <p>★最終的には、総会で理事選任の承認が必要(3月or4月の臨時総会) 総会終了後の第1回理事会を開催し、会長及び副会長、専務理事の選定を行う</p> <p>ただし上記の1)、2)の選出方法については、会の状況にあわせて変更できる。</p>
役員の任期	4月1日～3月31日の一年間。再任は妨げない	<p>理事:4月1日～翌年3月31日の一年間。再任は妨げない</p> <p>監事:4月1日～翌々年3月31日の二年間。再任は妨げない</p> <p>* 一年の場合は辞任をする必要あり</p>

一般社団法人を取得すると日本木青連はどう変わる？ ③

	任意団体の場合(現状)	一般社団法人を取得した場合
役員構成	<p>理事会構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長(1名) ・副会長(7名以内) ・専務理事(1名) ・会長補佐(若干名) ・地区担当常任理事(8名) ・会務担当常任理事(5~8名程度) * 委員長職 <p>* 以上に直前会長加え常任理事会構成メンバーとなる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会団長 ・副委員長 <p>* 担当常任理事+会団長+副委員長で200名以内</p> <p>他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前会長(1名) ・監事(3名以内) 	<p>理事会構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長(1名) ・副会長(7名以内) ・専務理事(1名) <p>* ここまでが業務執行理事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長補佐(若干名) ・地区担当常任理事(8名) ・会務担当常任理事(5~8名程度) <p>他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前会長(1名) ・監事(3名以内) <p>* 理事会構成メンバー及び監事は登記が必要</p>
理事会の権利		<p>①次年度事業計画及び予算の決定 ②規則の制定、変更及び廃止 ③役職者の選任と解任</p>
補助金関連にて出来ること	<p>本会での林野庁や関係団体から助成金を受けているのが現状。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁関連のみならず、様々な省庁からの補助を受けることも可能となる。 ・会員会団が主体として補助金等事業をする際にこれまで受けることの出来なかった省庁や県からの助成を本会及び地区協議会と連携することで受けやすくなる。 <p>例) 岩手会団が経産省からバイマス関連PR事業を受けたいとした時、申請窓口を日本木青連として省庁への申請と契約から報告を担い、会団は事業実施及び報告書作成を担う。地区協議会は理事会への事業の審議伺いと報告を担う。</p>

会員会団や地区協議会はどう変わる？①

	会員会団	地区協議会
法人化が必要？	日本木青連の会員会団であるが、日本木青連の法人化に伴って、 会団が法人化する必要は無し。	地区協議会としての変更はない。 地区内の会員会団の意見を総合調整等を目的とする
会員の資格は？	各会団の規定により、会員資格が決まってくる。 * 現状どおりで可。	日本木青連内の組織であり、地区内の正会員(会員会団)が会員。 役員は地区内の会員会団の会員による出向者にて構成される。
会費は？	各会団の規定により、会費が決まってくる。 * 現状どおりで可。	現状どおりの規定どおりで可
事業・会計は？	日本木青連の事業の有無に関わりなく、それぞれの事業を することができる。	現状通りの事業運営を行うことができる。
いまと何が変わるの？	会団においては、これまでと大きな内容に大きな変更はない。 日本木青連の正会員として、事業の運営にこれまで以上の協力を頂ければと思う。	できるだけ、いまの運営と変わらないようにして行けるようにしていきます。

日本木青連の現状と課題（法令上の課題）

- **課題①**

現在は「法人格」がないので、団体名義で契約を行うことができない。

→それでも何かしらの契約を行わなければならない場合は、構成員の名義（多くは団体の代表者個人の名義）で契約を交わすことになる。**（いわゆる個人商店）**

- **課題②**

銀行口座や建物などの資産も団体名義では所有ができない。

→法人格がなければ、実態はどうであれ、法律行為の主体にはなれないため、あくまでも構成員の名義で各種財産を所有しておくことになる。

- **課題③**

業務上で生じたリスクや団体の財産の所在と処分の問題。

（事業等で相手方に対して生じた事故や損害の責任はどこに向かうのか？）

→法人格がなければ、実態はどうであれ、法律行為の主体にはなれないため、あくまでも代表者個人へと帰結していくこととなる。現在だと代表者が事故等で死亡した際は個人名義であるため、遺族の協力が得られないと契約した銀行口座や資産が使えなくなるかも。

日本木青連の現状と課題（過去・想定事例）

・課題①

現在は「法人格」がないので、団体名義で契約を行うことができない。

- ・任意団体だと社会的な信用度が低くみられる。
- ・補助金や助成金事業は個人とのやり取りができず、補助・助成金が受けられない。
- ・ウッドトランスフォームシステムで生じた権利（商標権・販売権）を得られない。

・課題②

銀行口座や建物などの資産も団体名義では所有ができない。

- ・極端に言えば、事務所の備品一つ、ボールペン等の全てが会長個人の所有物。
- ・団体として法律行為の主体にはなれないため、会長個人名義で各種財産を所有しておくことになる。本人の意思とは別に個人で3000万以上の預金資産を有している現状。

・課題③

業務上で生じたリスクや団体の財産の所在と処分の問題。

- ・事業等で相手方に対して生じた事故や損害の責任は団体として法律行為の主体にはなれないため、会長個人へと帰結していくこととなる。
- ・銀行口座や資産は法律上では会長個人の所有物となるため、病気や事故等で動けなくなり死亡したりした場合、遺族の同意が得られないと事業継続できなくなる場合がある。

日本木青連が法人化にて解決できること

・ 目的①

法人名義で権利取得ができるため、権利関係が明確になる。

- ・ これまでの権利（商標権・販売権）についても取得可能となる
- ・ 新たな事業で発生した権利等も法人名義で取得可能。

やり方によっては継続的な収入源確保も可能。

・ 目的②

契約等を法人名義で締結が可能となり、社会的信用の向上になる。

- ・ 法人名義で契約を締結することが可能になり、また法に定められた法人運営を行うため、組織の基盤がしっかりとし社会的信用へとつながる。

補助金・助成金事業の受託幅が広がり、新規事業等、活動の幅を広げることも可能

・ 目的③

業務上で生じたリスクや団体の資産は法人のモノとなる。

- ・ 事業等で相手方に対して生じた事故や損害の責任は法人となる。
- ・ 銀行口座や資産も法人のモノとなるため事業継続がスムーズ。

会長への一極集中していたリスクや資産の権限による負担の軽減が図られる。

日本木青連が法人化することの目的と理由

★全国組織としての社会的信用の強化

- ・法人化により法律行為の主体団体として社会的な認知と信用を高め、立場を明確にする
- ・林野庁や関係団体との関係を強化することにつながる
- ・事業展開をやりやすくする効果の期待。例えば、今後、何かの事業の委託を受ける場合、助成金の申請等法人であることが有利となる
- ・親団体を有しない、独立した団体であることを明確にする
- ・各会員会団へのより活発な活動支援につながる

★組織としての社会的責任の明確化

- ・法人化により会の運営は、今まで以上に厳格さが求められるようになる
- ・定款と法令の順守

★より透明性の高い団体に

- ・複式簿記による会計、専門家による決算書のチェック
- ・会員からも外部からも運営が見える団体に

日本木青連法人化取得への質疑応答集

- ・ **法人化の必要性・意義があるのか。**
 - ・ ・ ・ **必要性としては議論をしていく中で、会員一人一人が当事者として判断をしていただけだと思います。**今回執行部は、これまでの組織での不足感や課題を解決していくために必要なものだろうと判断して議論を進めております。
- ・ **各地区協議会や各会員会団も法人化が必要か？**
 - ・ ・ ・ **どちらも法人取得の必要はありません。**現在の形を大きく変えないことを前提に、移行した場合を想定として検討を重ねております。
- ・ **法人化されると、会団はどのように変わるのか？メリットやデメリット等で具体的に教えてほしい。**
 - ・ ・ ・ **会員会団は日本木青連の正会員ではありますが、もともと別組織となりますので、現状と変わらないで活動ができます。**日本木青連が法人格を取得したことで、日本木青連の得られる優位性（補助事業など）を利用する幅は広がると考えます。

日本木青連法人化取得への質疑応答集

- ・ **日本事務局の体制強化の必要があるのでは？**
 - ・ ・ ・ これまでにもしっかりと、会計を行っていますので、フォーマットの違いがあるだけで、難しさはないかと思えます。通年を通じて大きく業務が増えることは想定していませんので、現状の一人体制で可能かと考えます。
- ・ **日木への会費負担は増えるのか？**
 - ・ ・ ・ 現時点では変更をする必要はないと考えます。
- ・ **実感がない。ピンとこない。運営が難しい？**
 - ・ ・ ・ 社団法人化をしたらすべてが変わるわけではなく、これまでと同様の事務運営や事業展開をすることになります。一番大きな変化は対外から見られる印象と会長個人への責任の集中を分散し軽くできることかと考えます。
- ・ **日木での事業で、収入があった場合、各単会の会費は下がるのか？**
 - ・ ・ ・ この部分は、社団法人取得云々ではなく、理事会や総会を通じて皆さんの総意で決定することになります。

日本木青連法人化取得への質疑応答集

- ・ 対外的に印象が良くなるのでは。
 - ・ ・ ・ 対外からは個人事業主から法人（一人格を持った）として認められますので、取引先からの印象はこれまでの比ではない信用を得られます。当然ながら中身が伴っている必要があります。
- ・ 全国大会は、どうなるか？（会長選出についても。外部から招聘できるのか）
 - ・ ・ ・ 現状のままでもやり方次第で可能と考えます。今後はより公益的な事業を含めていく事で、全国大会の価値向上に繋がり、そのことが日本木青連の存在意義も増してくるのだと思います。
- ・ 昔からこのような話はあるようですが、今まで実現出来なかった理由を教えてください。
 - ・ ・ ・ 以前の議論に上がった当時は日本木青連の事業等が業界内だけで完結できていたことや、法人格取得についての詳しい情報を得ることが難しかったことなどが考えられます。また理事会で議論の場を作れてこなかったことも一つかと考えます。現在は、インターネットの普及もあり、情報の収集が比較的簡単、また日本木青連のカウンターパートナーが業界内から異業種へと大きく変化してきていることもあり、内部のみならず対外的に法人化の必要性は高まっているからなのだと考えます。

令和3年度 会団活動報告

北信木青連

会団長 坂田 庄蔵

副会団長 峯村 亮

7月	25日(日)	木工教室	大町・松川	国営アルプスあづみの公園
7月	29日(木)	北信木青連会議	長野	向陽不動産(株)
8月	7日(土)	長野県木青連第2回理事会		長野県林業センター
9月	29日(水)	北信木青連会議	長野	向陽不動産(株)
10月	5日(火)	長野県児童生徒木工工作コンクール審査会		長野県教育センター
10月	23日(土)	長野市農業フェア	長野	ビッグハット
10月	24日(日)	カラマツフェス	佐久	佐久市総合体育館
10月	30日(土)	木工教室	大町・松川	国営アルプスあづみの公園
11月	28日(日)	長野県木青連第3回理事会		長野県立美術館
11月	28日(日)	長野県児童生徒木工工作コンクール表彰式		長野県立美術館
令和4年				
2月	19日(土)	長野県木青連第4回理事会		WEB
2月	19日(土)	日本木青連北信越地区協議会長野大会		WEB

令和3年度 東信木青連活動報告

会団長 小林 寿徳
副会団長 由井 正宏

6月 9日	県青連	理事予定者会議	書面決議
6月 15日	県青連	定時総会	書面決議
6月 28日	東信木青連	定時総会	書面決議
7月 17日	上小木青連	定例会	東御市 (株)第三木材
7月 25日	信州山の日2021	(木工教室)	大町市 国営アルプスあづみの公園
8月 7日	県青連	役員選考委員会 第2回理事会	長野県林業センター
9月 28日	上小木青連	木工工作コンクール審査会	上小木材会館
10月 5日	県青連	木工工作コンクール審査会	長野県総合教育センター
10月 24日	カラマツフェス	(木工教室)	佐久市 駒場公園
令和4年			
2月 19日	県青連	第4回理事会	
		北信越協議会長野大会	オンライン会議

令和3年度松本材青会活動報告

会団長 田中 一興

副会団長 石亀 道一

4月 5日 (月)	役員会	国興
6月 5日 (土)	役員会	国興
6月 9日 (水)	第2回定例理事会	書面議決
6月 9日 (水)	令和3年度理事予定者会議	書面議決
6月 19日 (水)	日本木青連全国会員九州熊本大会	熊本・WEB
7月 3日 (土)	長野県木青連第1回理事会	北佐久木材協同組合
7月 14日 (水)	長野県木青連 人事依頼	第三木材
7月 14日 (水)	定例総会	WEB
7月 25日 (日)	信州山の2021木工教室	国営アルプスあづみの公園
8月 3日 (火)	定例会	百老亭
8月 7日 (土)	長野県木青連 役員選考委員会 第2回理事会	長野県林業センター
8月9月10月	長野県児童生徒木工工作コンクール作品集め	各学校 国興
10月 3日 (日)	長野県児童生徒木工工作コンクール審査	国興
10月 5日 (火)	長野県児童生徒木工工作コンクール審査会	長野県教育教育センター
10月 6日 (水)	長野県木青連 人事依頼	第三木材
10月 23日 (土)	長野市農業フェア木工工作教室	長野市
10月 24日 (日)	カラマツフェス木工工作教室	佐久市 駒場公園
10月 30日 (土)	アルプスあづみの公園木工工作教室	大町市
11月 20日 (土)	第1回北信越地区協議会	石川県金沢市
11月 28日 (日)	長野県木青連第3回理事会	長野県立美術館
11月 28日 (日)	長野県児童生徒木工工作コンクール表彰式	長野県立美術館
1月 26日 (水)	定例会	WEB
2月 19日 (土)	長野県木青連第4回理事会	WEB
2月 19日 (土)	北信越地区協議会会員長野大会	WEB